

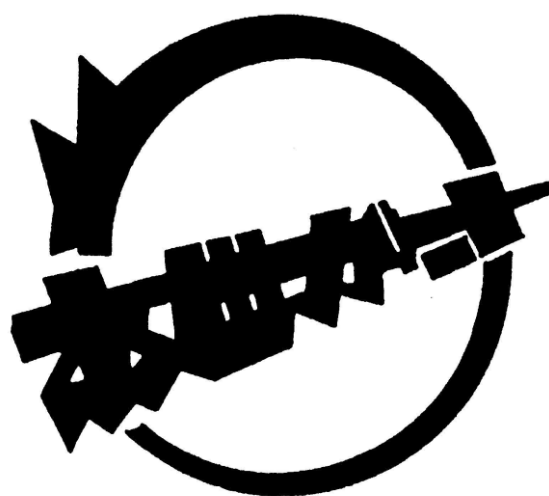
---

# 第2次

## 鱒ヶ沢町地域福祉計画（案）

---

【令和4年度～令和8年度】



令和4年3月

青森県 鱒ヶ沢町



◆はじめに◆

.....

作成中

令和4年3月

鯉ヶ沢町長 平田 衛

## ◆目次◆

<b>第1章 計画策定に当たって</b> . . . . .	1
1 計画策定の背景と趣旨 . . . . .	1
2 計画の位置づけ . . . . .	2
3 計画期間 . . . . .	3
4 地域福祉にかかる法・制度等の動向 . . . . .	4
(1) 社会福祉法の改正 . . . . .	4
(2) 地域共生社会 . . . . .	5
(3) 自助・互助・共助・公助の位置づけ . . . . .	6
(4) 成年後見制度 . . . . .	7
(5) 重層的支援体制整備事業 . . . . .	8
(6) 再犯防止等施策 . . . . .	9
<b>第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題</b> . . . . .	10
1 統計データ等からみる鯉ヶ沢町の現状 . . . . .	10
(1) 人口及び世帯数等の推移 . . . . .	10
(2) 福祉に関するデータ等の推移 . . . . .	13
2 基礎調査結果 . . . . .	20
(1) 主なアンケート調査結果 . . . . .	20
(2) 地域福祉計画策定に向けた地域住民懇談会 . . . . .	31
3 地域福祉を取り巻く主要課題 . . . . .	34
<b>第3章 計画の基本理念と基本目標</b> . . . . .	37
1 基本理念 . . . . .	37
2 計画の基本目標 . . . . .	39
3 施策体系 . . . . .	40
<b>第4章 施策の展開</b> . . . . .	41
<b>◆基本目標1：みんなで支え合う地域づくり◆</b>	
1 住民主体の地域福祉活動の推進 . . . . .	41
(1) 地域での支え合い、助け合いの意識づくり . . . . .	41
(2) 地域福祉活動への参加促進 . . . . .	44
(3) 地域福祉活動への多様な主体の参画 . . . . .	45
(4) 住民が主体的に地域課題に取り組むことができる体制づくり . . . . .	46
2 地域における見守り活動の充実 . . . . .	49
(1) 声かけから始める見守り活動の推進 . . . . .	49
(2) 見守り・見守られる関係と体制づくり . . . . .	51

(3) 見守りネットワーク体制の構築	54
3 災害時等における要援護者支援の充実	56
(1) 災害時に備えた地域におけるつながりづくり	56
(2) 災害時における要援護者への支援	58

◆基本目標2：安心して暮らすための支援体制づくり◆

1 保健・福祉・介護に関する支援の充実	59
(1) 高齢者に関する支援の充実	59
(2) 障がい者・障がい児に対する支援の充実	62
(3) 子ども・子育てに関する支援の充実	64
(4) 人にやさしい支援の充実	68
(5) 社会資源の活用・開発	71
2 相談支援体制の充実	72
(1) 分野別の相談支援体制の強化（高齢者・障がい者・子ども等）	72
(2) 複合的な課題を抱えた人への支援体制づくり	74
(3) 生活困窮者等への支援体制づくり	74
(4) 相談支援体制を支える人材の育成・確保	77
3 権利擁護支援体制の強化	78
(1) 虐待防止の取組の推進	78
(2) 権利擁護支援の推進	81
(3) 成年後見制度の利用促進	83

第5章 数値目標 89

第6章 計画の推進 90

資料編

1 アンケート調査結果	93
(1) 一般住民アンケート調査結果	93
(2) 生徒アンケート調査結果	114
(3) 事業所アンケート調査結果	126
2 鰯ヶ沢町地域福祉計画策定委員会設置要綱	133
3 鰯ヶ沢町地域福祉計画策定委員会委員名簿	135
4 鰯ヶ沢町地域福祉計画策定作業部会員名簿	136
5 鰯ヶ沢町地域福祉計画策定経過	137
6 鰯ヶ沢町成年後見制度利用支援事業実施要綱の全部を改正する訓令	138

◆「障害」と「障がい」の表記について◆

本計画では、人や人の状態を表す場合は、「障がい」と表記し、法令や条例、固有名詞を用いる場合は、「障害」と表記しています。



# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の背景と趣旨

かつて我が国では、地域の相互扶助や家族同士、近所の助け合いなど、地域・家庭・職場など人々の生活のあらゆる場面で、自然に支え合いの機能が存在していました。しかし、近年、急速な少子高齢化の進行と人口減少社会への移行、核家族化、単身世帯の増加等家族形態の変化、地域の福祉力の衰弱化等により、地域社会や家族を取り巻く環境は大きく変化しています。また、対象者別・機能別に整備されてきた公的支援についても、様々な分野の課題が絡み合って複雑化、複合化しています。

このように暮らしにおける人と人とのつながりが脆弱化するなか、改めてこの人と人のつながりを再構築し、人々が様々な困難に直面したときに、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような地域社会としていくことが求められています。

「地域共生社会」とは、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会を目指すものです。

当町では、平成30年度に「鱒ヶ沢町地域福祉計画」を策定し、基本理念を『共に生きる 支え合いのまち あじがさわ』とし、公的な福祉サービスを整備し充実させるとともに、住民・各種団体・行政が一体となって「地域共生社会の実現」に取り組んできました。

「鱒ヶ沢町地域福祉計画」は、令和3年度が計画期間の最終年度となることから、これまでの当町の様々な状況を勘案し、令和4年度から令和8年度までの5か年を計画期間とする「第2次鱒ヶ沢町地域福祉計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、町の最上位計画である「第6次鱒ヶ沢町総合計画」の方向性に基づき、社会福祉法第107条に規定された地域福祉の推進に関する事項を定めるものです。

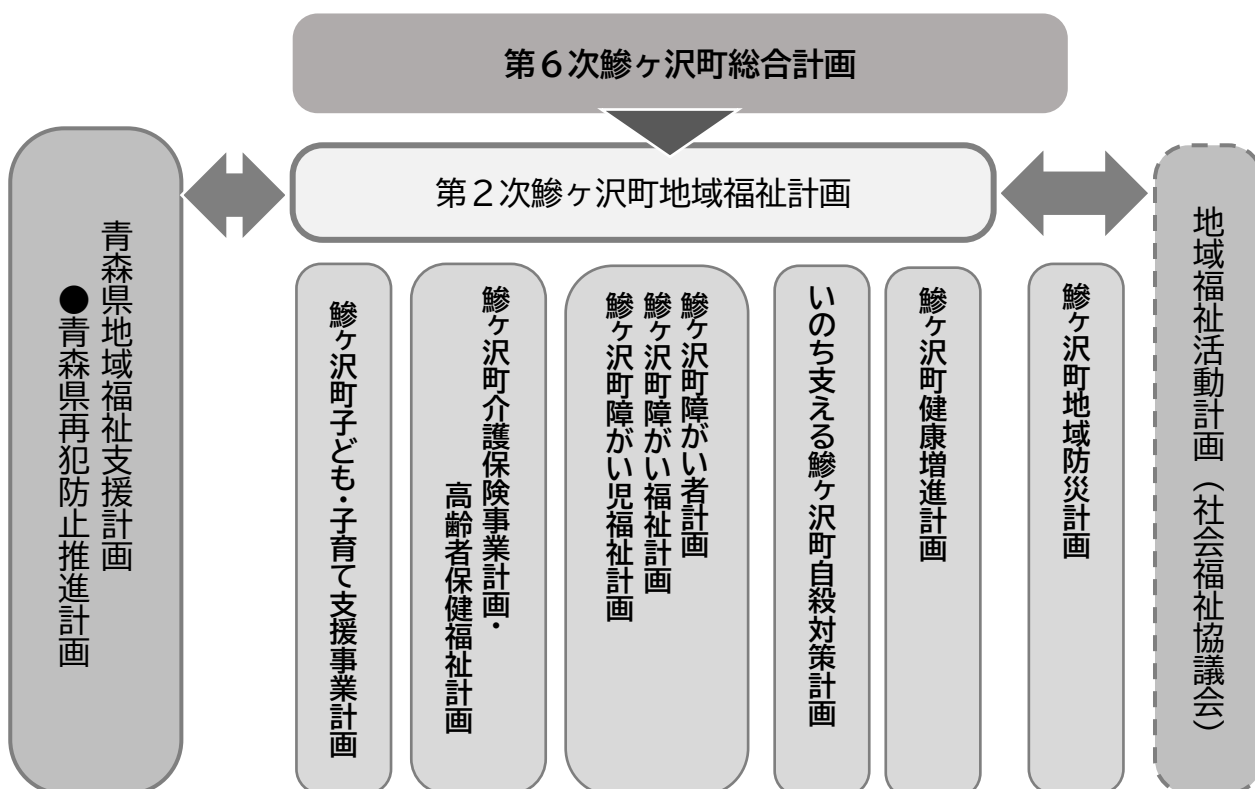
また、「鱒ヶ沢町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」、「鱒ヶ沢町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「鱒ヶ沢町子ども・子育て支援事業計画」などの福祉分野の関連計画の上位計画に位置づけられるものであることから、それぞれの個別計画に明記された地域福祉に関する事項を包含するとともに、自助・互助・共助・公助のバランスと連携のあり方を勘案し、地域福祉の共通理念を示す総括的な計画とします。

また、鱒ヶ沢町社会福祉協議会（以下「町社会福祉協議会」という。）は、社会福祉法において、地域福祉推進の中心的な担い手として規定されており、極めて公共性の高い団体として位置づけられています。

町社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が推進役として中心的役割を果たし、住民、社会福祉事業を経営する者、社会福祉活動を行う者が相互に協力して地域福祉の推進を目指す具体的な活動を示したものです。

「地域福祉活動計画」の理念・方向性を共有し、本計画と車の両輪のように密接な連携を図りながら進めていきます。

### <計画の位置づけ>





### 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、5年後に見直しを行います。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて随時見直しを行うものとします。

#### <関連計画の計画期間>

	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	第5次【H25～R3】					第6次【R4～R13】			
地域福祉計画	第1次【R元～R3】			第2次【R4～R8】			第3次【R9～R13】		
高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	第7期【H30～R2】			第8期【R3～R5】			第9期【R6～R8】		
障害者計画	第3期【H30～R5】					第4期【R6～R11】			
障害福祉計画	第5期【H30～R2】			第6期【R3～R5】			第7期【R6～R8】		
障害児福祉計画	第1期【H30～R2】			第2期【R3～R5】			第3期【R6～R8】		
子ども・子育て支援事業計画	第1期【H27～R元】		第2期【R2～R6】				第3期【R7～R11】		
いのち支える自殺対策計画	第1期【R元～R6】				第2期【R7～R16】				
健康増進計画(食育基本計画)	第2期【H25～R4】					第3期【R5～R14】			

## 4 地域福祉にかかると法・制度等の動向

### (1) 社会福祉法の改正

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、町が策定し、福祉に関する部門別計画（子育て、高齢者、障がい者等に関する部門別計画）に関する『共通軸に関する施策』を体系化する福祉分野の上位計画に位置づけられる計画です。

#### 【改正社会福祉法（平成30年4月施行）】

##### （市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

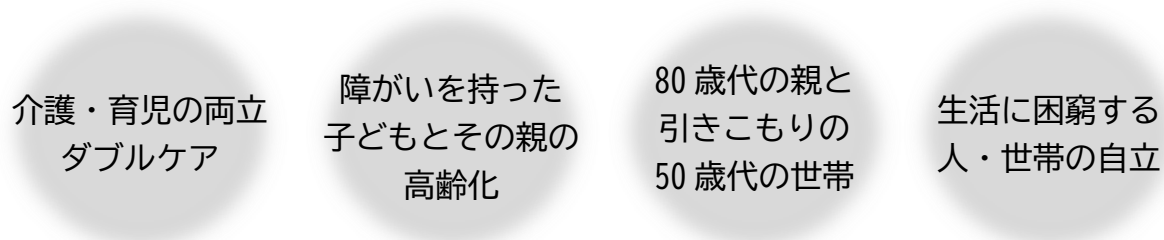
2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときには、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## (2) 地域共生社会

これまでの「福祉」は、高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉など、その対象者ごとに展開することにより、サービスの効率的な提供を図ってきましたが、現状においては、少子・高齢化、単身世帯の増加、社会的孤立など、様々な分野の課題が絡み合って複雑化、複合化しています。そこで、各種個別計画の関係性の整理を行い、総合的な地域福祉の推進に向けた施策体系を構築していく必要があります。

### 【様々な課題や問題が複合化するケースの増加】



### 【地域共生社会】

#### ■地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと

(平成29年2月7日 厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

#### ■地域共生社会の実現に向けて

##### ◆転換事項

- ①公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換
  - ・個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
  - ・人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援
- ②『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換
  - ・住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
  - ・地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

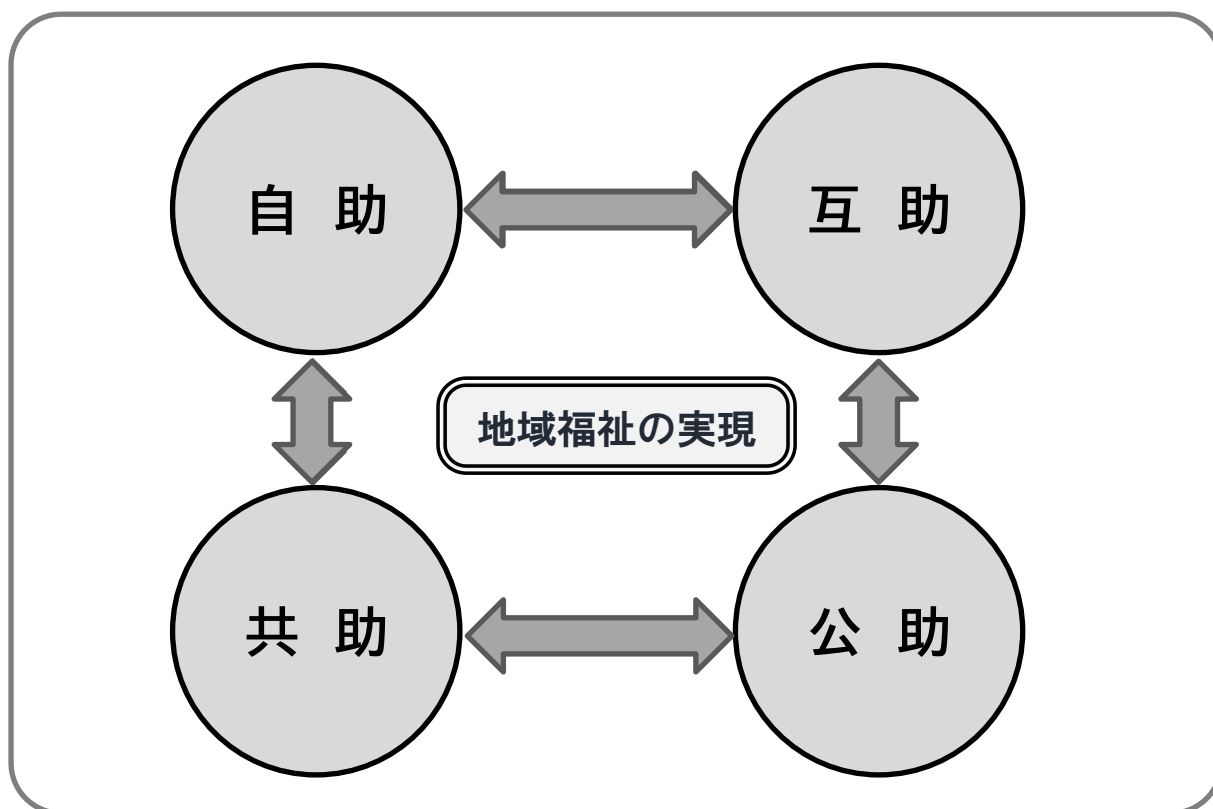
##### ◆強化事項

- ①「地域課題の解決力の強化」
- ②「地域を基盤とする包括的支援の強化」
- ③「地域丸ごとのつながりの強化」
- ④「専門人材の機能強化・最大活用」

### (3) 自助・互助・共助・公助の位置づけ

“地域の助け合いによる福祉”（地域福祉）を実現するためには、地域全体での取組が重要です。そのため、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」がそれぞれの役割を果たし、互いに補い合い、連携し合っていく必要があります。

#### 【自助・互助・共助・公助の関係】



「自助」：働いて自分の生活を支え、自分の健康は自分で維持すること

- 自分のことは自分です
- 自らの健康管理
- 市場サービスの購入

「互助」：家庭・地域など生活領域におけるインフォーマルな支え合い

- ボランティア活動
- 住民組織の活動

「共助」：個人・世帯では負えない生活上のリスクを分散する医療保険・介護保険・年金保険など

- 介護保険などの社会保険制度及びサービス

「公助」：自助・互助や共助では対応できない困窮などの状況に対し受給要件を定めたくえで必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉

- 一般財源による高齢者福祉事業等
- 生活保護
- 人権擁護・虐待対策

「互助」と「公助」 ●ボランティア・住民組織の活動への公的支援

「自助」と「互助」 ●当事者団体による取組 ●高齢者によるボランティア・生きがい就労

#### (4) 成年後見制度

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条において、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定が努力義務化されています。

すべての町民が、その年齢や状態に関わらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心した生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・教育等、地域生活に関わるあらゆる組織、人が連携した継続的、体系的な支援を受けられる体制の整備が求められています。

町民が自分の意思に基づいて安心した生活を続けていくためにも、本計画の策定によって成年後見制度の利用を促進していくことが重要です。

#### 【成年後見制度利用促進基本計画のポイント】

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ③ 不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
- ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置を見直す。

資料：厚生労働省「成年後見制度利用促進基本計画」（2017年（平成29年）3月）より抜粋

#### 【青森県地域福祉支援計画における権利擁護の推進】

##### 成年後見制度の活用促進

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力が十分でない方が、福祉サービスや財産管理に関する契約等法律行為を行うに当たっては、成年後見制度を活用することが望まれます。

高齢化等の進展を背景に制度の活用は着実に伸びていますが、一方で、制度の周知不足や費用の問題、手続きに時間がかかり迅速性に欠ける、後見人のなり手不足など、広報・啓発や利用者・後見人等への支援が課題となっています。

（施策展開の方向）

- 中核機関の設置・運営に関する支援を行うとともに、成年後見制度に関する研修を実施するなど、成年後見制度の市町村長申立てが円滑にできるよう市町村の取組を支援します。
- 社会福祉協議会、家庭裁判所、法務局、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等と連携し、成年後見制度の普及啓発に努めるとともに、判断能力が低下した方が、成年後見制度を利用しやすい仕組みづくりを進めます。
- 後見人等が必要な人の早期発見の体制づくりや市町村長等による家庭裁判所への申立ての活用促進等、成年後見制度の利用及び制度の普及を支援します。
- 後見等の業務を担う人材を育成・活用するため、市町村において市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における活動を推進します。

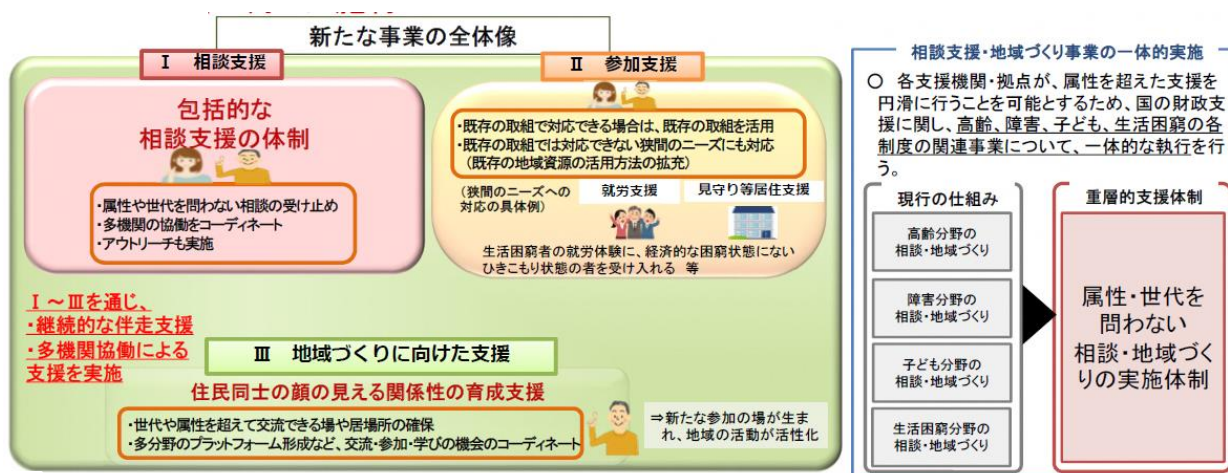
資料：「青森県地域福祉支援計画」

## (5) 重層的支援体制整備事業

令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、第106条の4により市町村においては、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を重層的支援体制整備事業として行うことができることになりました。

当町では、平成30年度から重層的支援体制整備事業を実施するための準備を行ってきました。令和4年度から、住民・各種団体・行政が一体となって本格的に事業を展開していきます。

### 【重層的支援体制整備事業の概要】



<p>相談支援</p>	<p>■本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援。</p> <p>①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能</p> <p>②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能</p> <p>③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能</p>
<p>参加支援</p>	<p>■本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援。</p> <p>■狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。</p>
<p>地域づくりに向けた支援</p>	<p>■地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援。</p> <p>①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援</p> <p>②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能</p>

出典：厚生労働省

## (6) 再犯防止等施策

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、就労や住まい、薬物依存症など、立ち直りに多くの困難を抱える人が存在します。こうした困難を抱える人の課題に対応し、その再犯を防止するためには、国民が犯罪や非行をした人の更生に理解を深め、地域で孤立することがないように、円滑な社会復帰を支援していくことが課題となっています。

国では、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行しました。同法第8条においては、「都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」とされていることから、青森県では再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、県民が犯罪による被害にあうことを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指し、令和2年度に「青森県再犯防止推進計画」を策定しました。

当町においては、本計画は再犯防止推進法第8条に基づく再犯防止推進計画を包含するもので、国の再犯防止推進計画に設定されている5つの基本方針を踏まえつつ、県計画も勘案し、町の実情に応じた施策の展開を検討します。

### 【国の再犯防止推進計画 5つの基本方針】

- ①「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ②刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④犯罪等の実態、効果検証、調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

出典：「再犯防止推進計画」 概要版

### 【青森県再犯防止推進計画 今後取り組んでいく施策】

- 1 国・民間団体等との連携による支援体制の整備
- 2 就労の確保
- 3 住居の確保
- 4 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 5 非行防止活動及び学校等と連携した修学支援
- 6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

出典：「青森県再犯防止推進計画」

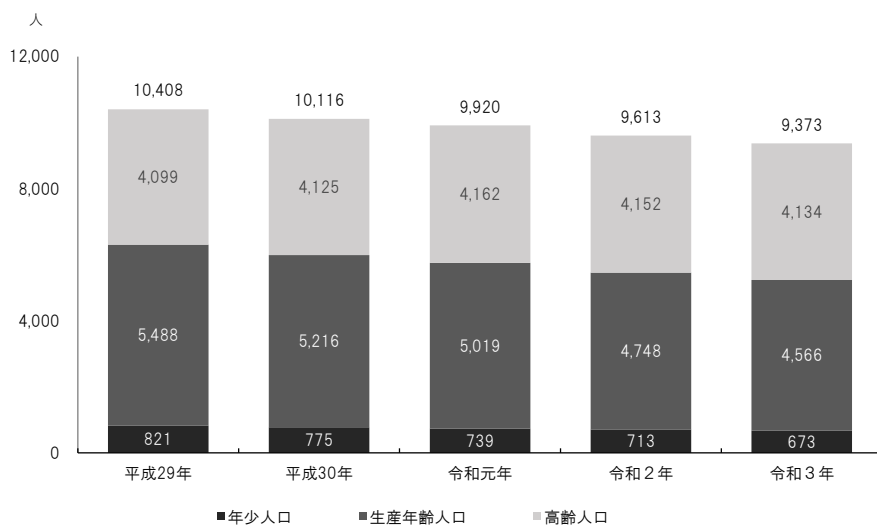
## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### 1 統計データ等からみる鯉ヶ沢町の現状

#### (1) 人口及び世帯数等の推移

##### ①人口の推移

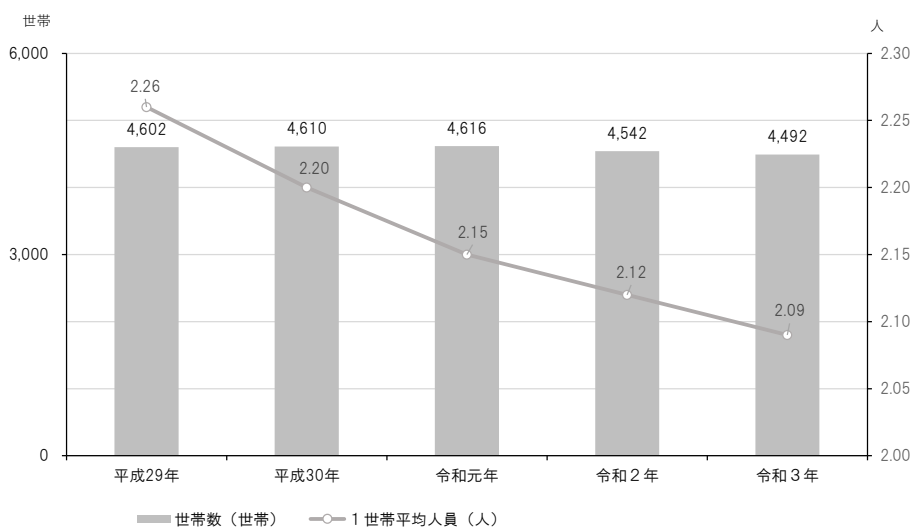
当町の総人口は、近年減少傾向が続いており、令和元年に10,000人を割り込み、令和3年現在9,373人となっています。年齢区分別では、年少人口、生産年齢人口はともに減少、高齢者人口は、令和元年までは増加していましたが、令和2年以降は減少に転じています。



資料：「住民基本台帳(各年3月末日現在)」

##### ②世帯数の推移

当町の世帯数は、令和元年までは増加していましたが、近年は減少しています。総人口の減少幅が世帯数の減少幅を上回っていることから、1世帯当たりの人員は減少しており、令和3年は2.09人となっています。

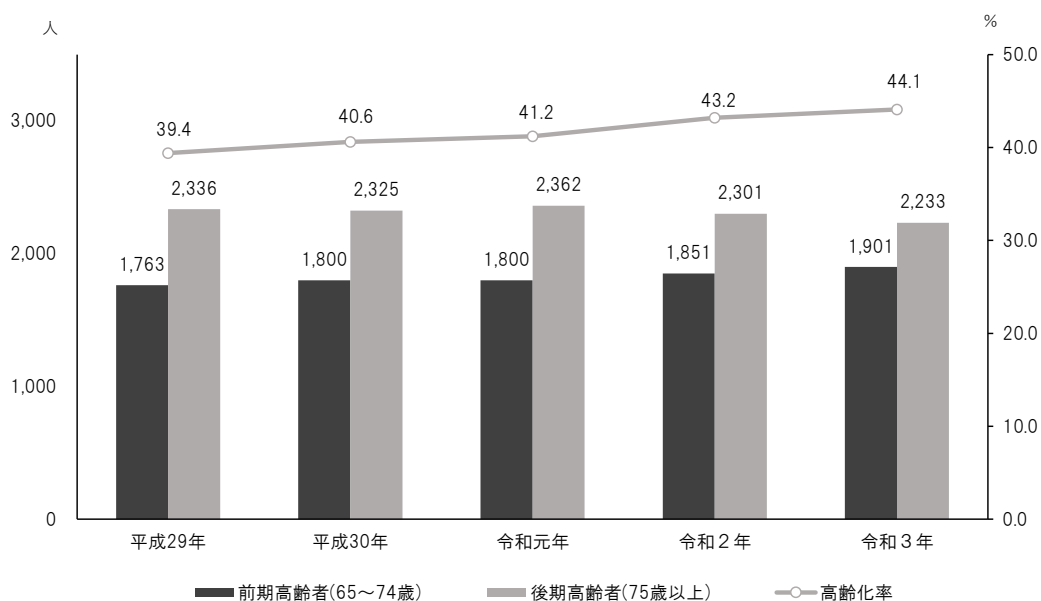


資料：「住民基本台帳(各年3月末日現在)」



### ③高齢者数と高齢化率の推移

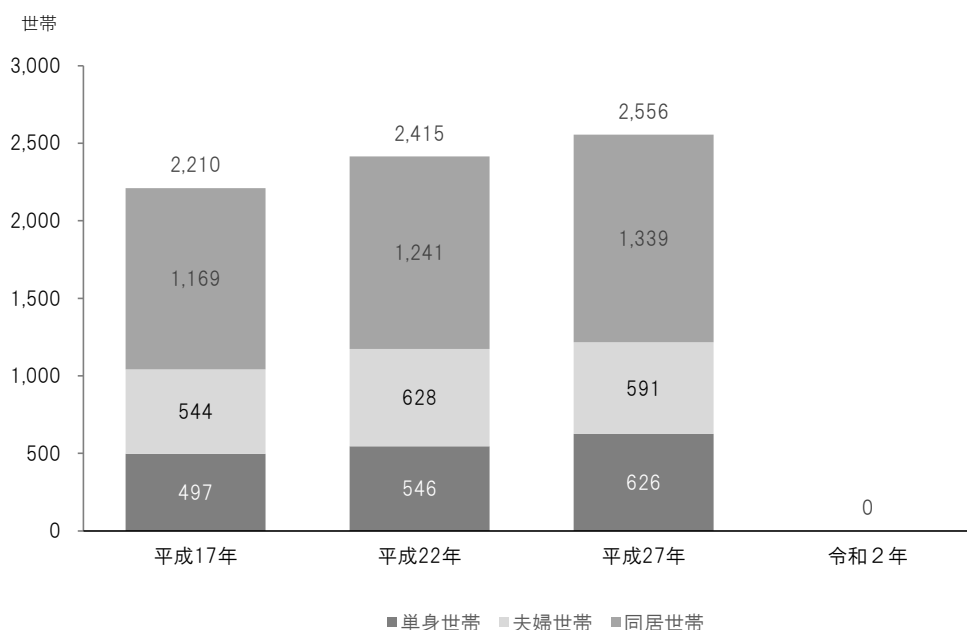
当町の高齢化率は、年々増加しており平成30年に40%を超え、令和3年は44.1%となっています。後期高齢者は令和元年に2,362人と前年を上回りましたが、以降は減少しています。一方、前期高齢者は、増加が続いており、令和3年は1,901人となっています。



資料：「住民基本台帳(各年3月末日現在)」

### ④65歳以上の世帯状況の推移

65歳以上の高齢者が属する世帯数は増加しています。内訳をみると、同居世帯、単身世帯は増加していますが、夫婦世帯は減少しています。

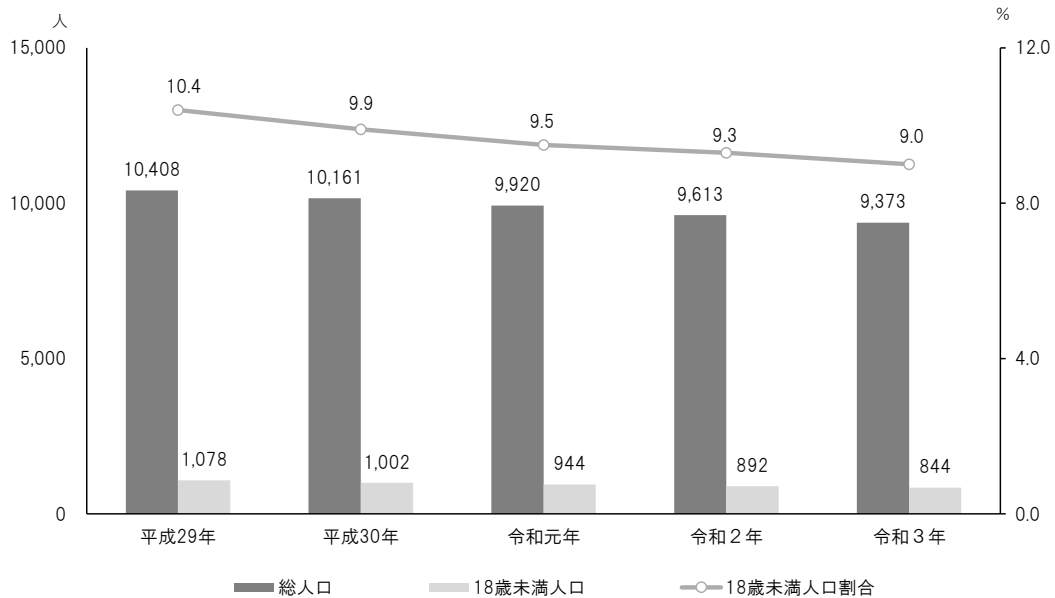


資料：「国勢調査」

調査中

### ⑤ 18歳未満人口の推移

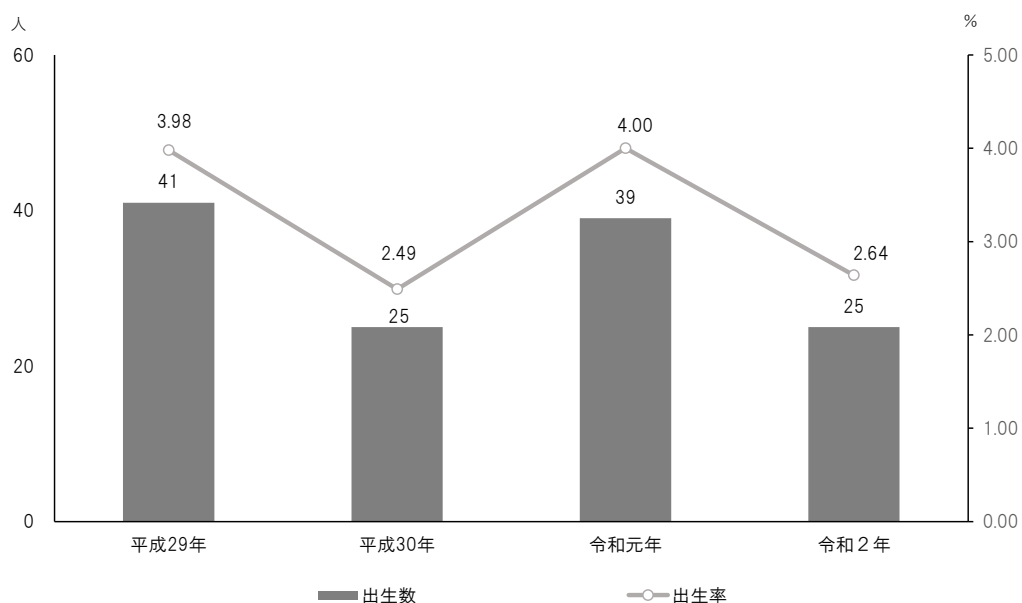
当町の18歳未満の人口は、令和元年に1,000人を割り込み、その後減少が続いています。人口割合も年々減少しており、令和3年現在9.0%となっています。



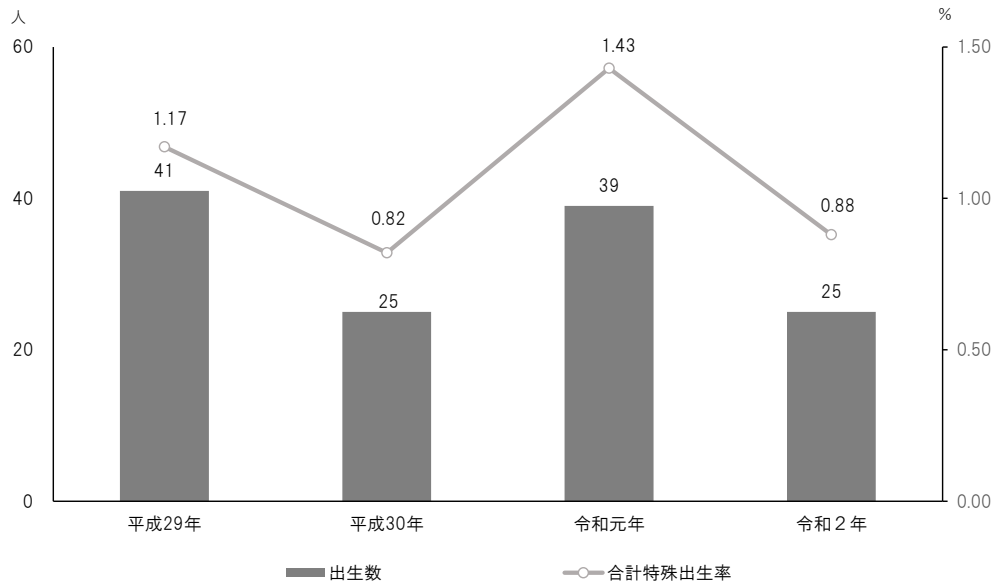
資料：「住民基本台帳」（各年3月末日現在）

### ⑥ 出生数と出生率(人口千対)、合計特殊出生率の推移

当町の出生数、出生率は、近年増減を繰り返しており、多い年で出生数は約40人、出生率4.00、少ない年で出生数は約25人、出生率2.50となっています。また、合計特殊出生率は、令和元年は1.43となったものの、令和2年は0.88と大きく減少しています。



資料：「鱒ヶ沢町ほけん福祉課」（各年12月末日現在）



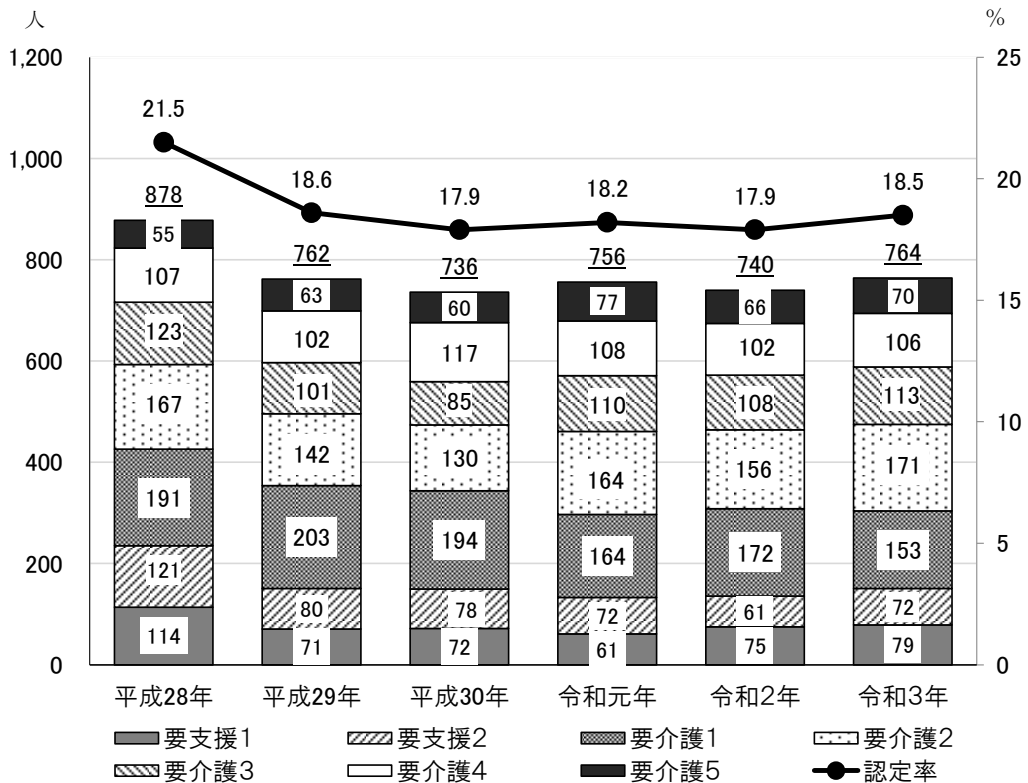
資料：「鱒ヶ沢町ほけん福祉課」（各年12月末日現在）

## (2) 福祉に関するデータ等の推移

### ① 高齢者に関するデータ

#### ㊦ 要介護認定者・要介護認定率の推移

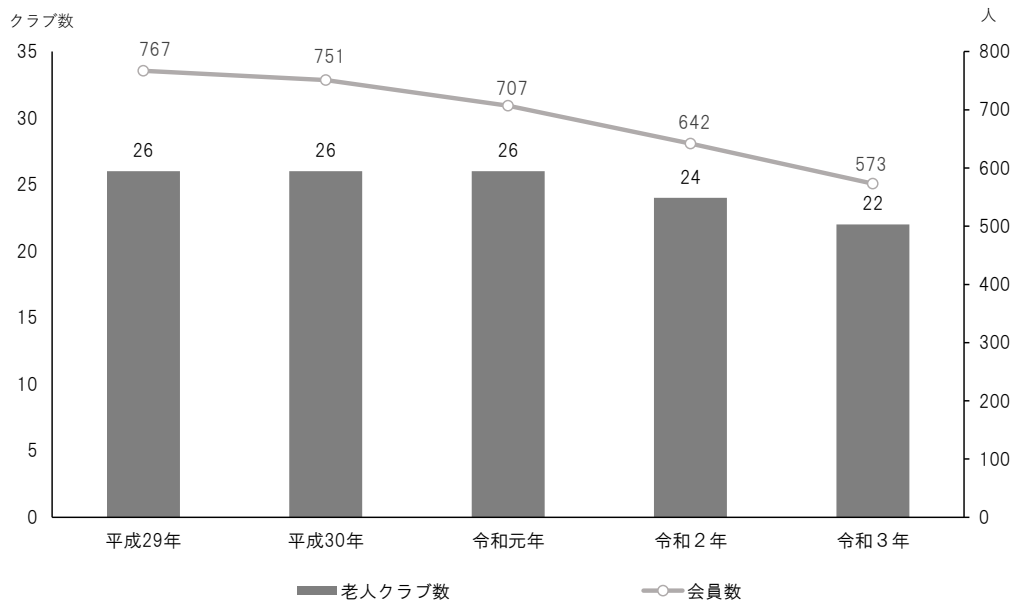
要支援・要介護認定者数は、近年増減を繰り返しており、令和3年3月末時点で764人となっています。要介護度別にみると、令和3年は、要介護1で令和2年に比べ19人減少し171人となっていますが、それ以外の介護度では増加しています。また、認定率は平成29年以降18.0%前後で推移しています。



資料：厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」（各年3月末日現在）

### ①老人クラブ数と会員数の推移

当町の老人クラブ数は、令和元年以降減少しており、令和3年は22となっています。また、会員数は、平成29年以降減少が続いており、減少幅は年々大きくなっています。

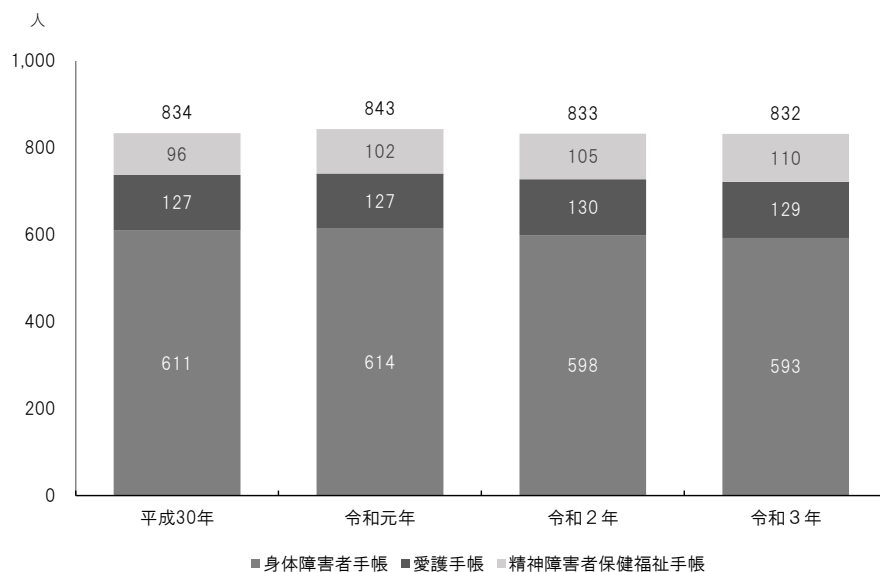


資料：「鱒ヶ沢町ほけん福祉課」（各年4月1日現在）

### ②障がい者に関するデータ

#### ㊦障がい者手帳所持者数の推移

平成30年以降840人前後で推移しています。障がい者手帳別で見ると愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者が微増傾向となっている一方、身体障害者手帳所持者は減少傾向となっています。



資料：「ほけん福祉課」（各年3月末日現在）

①身体障がい者手帳所持者数の状況

令和3年3月末日現在の手帳所持者は593人となっています。等級別では、1級、4級がそれぞれ204人、138人と多くなっています。また、障がい部位別では、肢体不自由、内部障がいそれぞれ293人、209人と多く、全体の84.7%を占めています。

<等級別・障がい部位別>

令和3年3月末日現在、単位：人

	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語・ そしゃく障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
1級	13	1	0	53	137	204
2級	8	13	0	66	3	90
3級	3	4	0	62	21	90
4級	3	12	1	74	48	138
5級	8	0	0	29		37
6級	4	21	0	9		34
計	39	51	1	293	209	593

資料：「ほけん福祉課」

②愛護手帳所持者数の推移

年齢別では、令和元年以降は横ばいが続いており、令和3年3月末日現在の手帳所持者は129人となっています。また、障がい程度別では、平成30年以降、A判定が約50人、B判定が75～79人で推移しています。

<年齢別>

各年3月末日現在、単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
18歳未満	16	13	14	13
18歳以上	111	114	116	116
計	127	127	130	129

資料：「ほけん福祉課」

<障がい程度別>

各年3月末日現在、単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
A判定	51	52	51	50
B判定	76	75	79	79
計	127	127	130	129

資料：「ほけん福祉課」

①精神保健福祉手帳所持者数の推移

平成30年3月末日現在の手帳所持者は96人となっています。等級別では、近年2級、3級が増加傾向となっています。

<等級別>

各年3月末日現在、単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
1級	34	33	32	33
2級	54	59	62	62
3級	8	10	11	15
計	96	102	105	110

資料：「ほけん福祉課」

③子ども・子育てに関するデータ

①保育所等の在在者数と児童・生徒数の推移

少子化により、保育所等の在在者数、小学校児童数、中学校生徒数は、年々減少傾向となっています。なお、保育所等への入所に関する待機児童はいませんでした。

保育所等の在在者数：各年4月1日現在、単位：人

\* 町外保育所等の在在者数（外数）

小・中学校生徒数：各年5月1日現在、単位：人

\* 特別支援学級在籍者数（外数）

<保育所等の在在者数>

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
保育所等の在在者数	190 (28)	187 (30)	184 (23)	176 (21)	159 (17)
小学校児童数	367 (2)	339 (4)	313 (5)	286 (10)	277 (8)
中学校生徒数	187 (3)	178 (1)	175 (0)	179 (2)	171 (2)

資料：保育所等「保健福祉課」

小・中学校「学校基本調査」

①子育て支援サービスの状況

平成27年度から認定こども園への移行が進み、平成29年度には4か所の保育所が認定こども園へ移行しています。

母子支援センターで実施している子育て支援事業の利用者数は、年々増加しており、特に放課後ルーム、一時預かり事業（放課後ルーム延長預かりを含む）の利用者数の増加が顕著になっています。

<子育て支援サービスの利用状況> 各年度末時点、単位：人、★：利用延べ人数

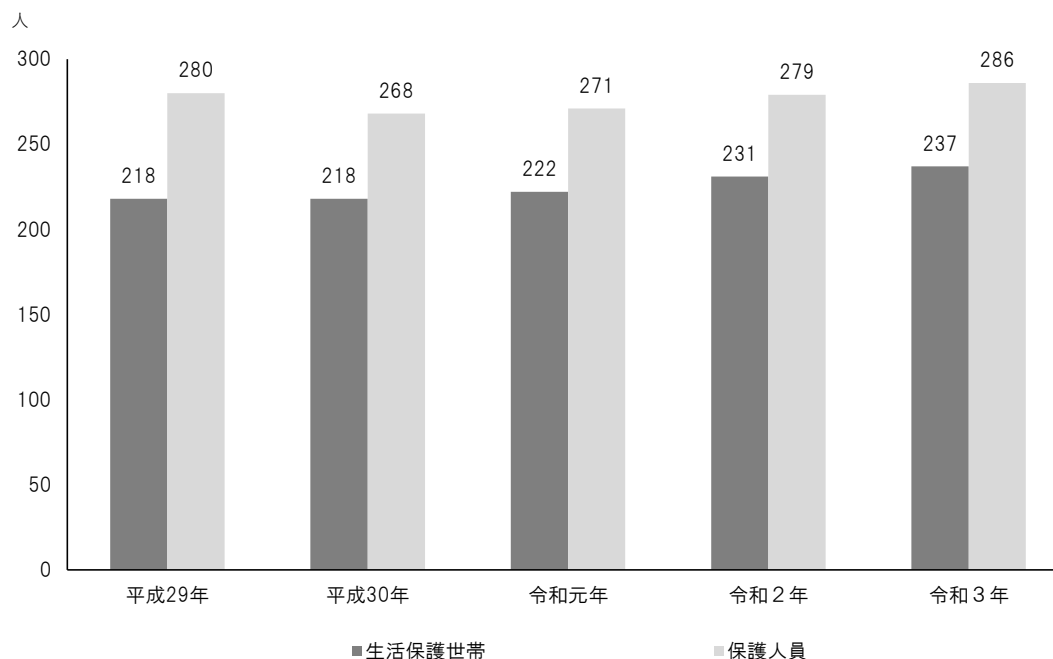
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
認定こども園（か所）	4	4	4	4
認可保育所（か所）	1	1	1	1
★放課後ルーム（西海小）	3,609	4,333	4,064	3,111
（舞戸小）	9,041	8,201	8,533	7,731
★一時預かり事業	128	55	38	2
（放課後ルーム延長預かり）	492	421	193	37
★病後児保育事業	10	5	5	10
★家事援助	0	0	0	3

資料：「母子支援センター」

④その他、関連データ

㊦生活保護受給の状況

当町の生活保護世帯は、平成29年以降微増となっており、それに伴い保護人員も増加傾向となっています。



資料：「ほけん福祉課」（各年4月1日現在）

①民生委員・児童委員数

各年度とも、民生委員は45人前後、児童委員数は約2人となっています。

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
民生委員数	44	45	45	44	47
児童委員数	3	2	2	2	2

資料：「ほけん福祉課」

②民生委員・児童委員活動の内容別相談・支援件数

各年度とも、「日常的な支援」に関する相談・支援の件数が最も多く、次いで「仕事」、「生活費」の相談・支援が多くなっています。

	平成30年	令和元年	令和2年
在宅福祉	79	53	43
介護保険	70	42	39
健康・保険	53	42	43
子育て・母子保健	44	67	43
子どもの地域生活	46	37	30
子どもの教育・学校生活	57	50	31
生活費	100	51	51
年金・保険	58	42	48
仕事	123	92	77
家族関係	61	59	48
住居	36	41	36
生活環境	63	69	56
日常的な支援	145	154	132
その他	131	178	152

資料：「ほけん福祉課」（各年3月末日現在）

③消費者被害相談件数の状況

消費者被害相談者件数は、平成30年以降県は減少していますが、当町では増加傾向となっています。

	平成30年	令和元年	令和2年
青森県	8,821	8,709	8,495
鱒ヶ沢町	33	48	40

資料：「青森県消費生活センター」



④高齢者、障がい者、子どもの虐待の状況

◆高齢者虐待の状況

当町では、平成29年から虐待と認められた件数は減少しており、令和2年は1件となっています。

	平成29年	平成30年	令和元年
青森県	199	180	168
鱒ヶ沢町	4	0	3

資料：「鱒ヶ沢町地域包括支援センター」

◆障がい者虐待の状況

当町では、平成29年から令和元年までは、虐待と認められた件数はありませんが、令和2年は1件となっています。

	平成29年	平成30年	令和元年
青森県	13	30	17
鱒ヶ沢町	0	0	0

資料：「青森県障害福祉課」

◆子どもの虐待の状況

当町では、平成29年から令和2年まで、虐待と認められた件数はありません。

	平成29年	平成30年	令和元年
青森県	1,073	1,413	1,620
鱒ヶ沢町	0	0	0

資料：「西北地域県民局地域保健福祉部」

⑤自殺者数・自殺死亡率(人口10万人対)の推移

当町の自殺者数は、平成29年度に1人で、それ以降はいません。

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
町自殺者数	1	0	0	0
国自殺率	16.5	16.2	15.7	16.7
県自殺率	21.3	21.2	16.6	19.4
町自殺率	9.51	0	0	0

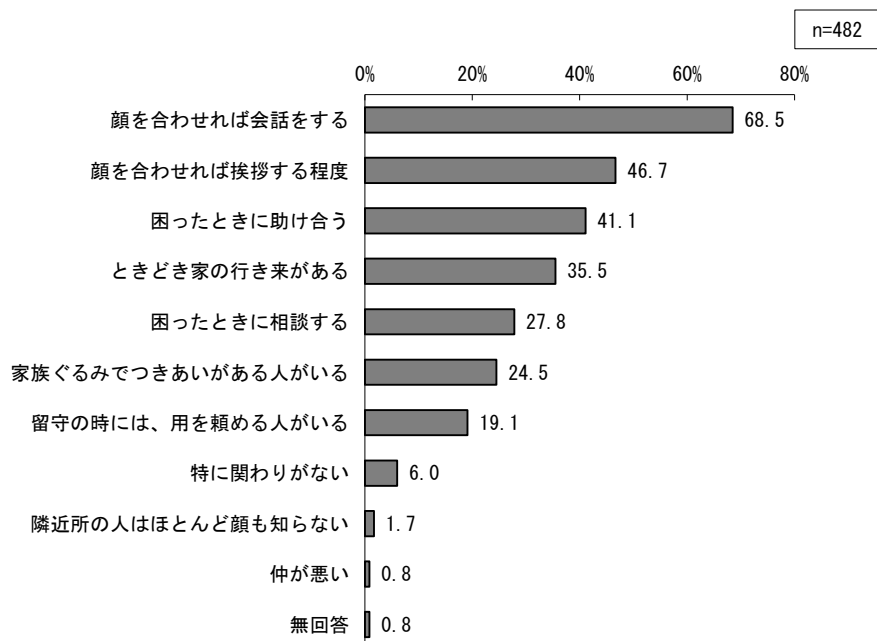
資料：「ほけん福祉課」

## 2 基礎調査結果

### (1) 主なアンケート調査結果

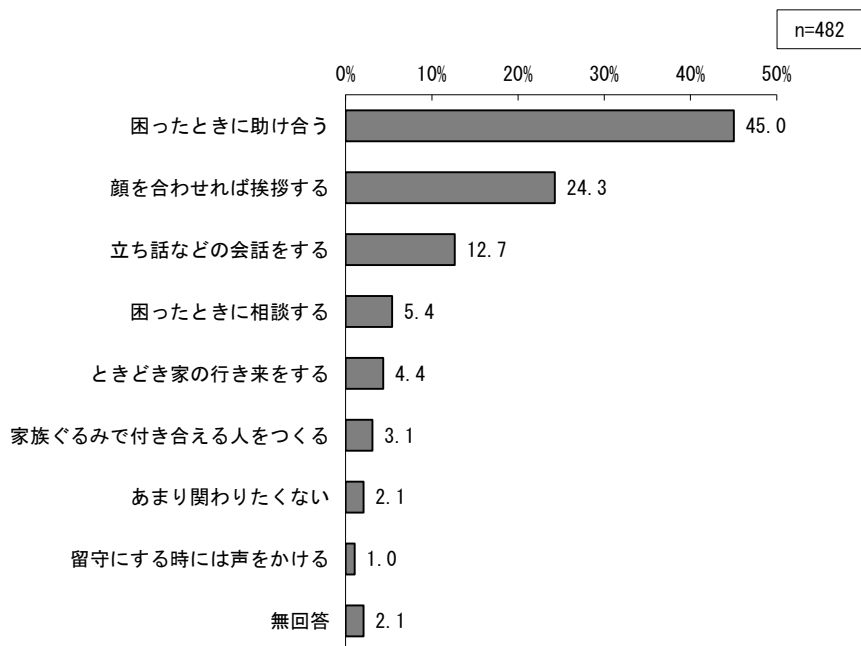
#### 図1 近所との関わり：一般住民調査

近所との関わりについては、「顔を合わせれば会話をする」が68.5%と最も高く、次いで「顔を合わせれば挨拶する程度」が46.7%、「困ったときに助け合う」が41.1%、「ときどき家の行き来がある」が35.5%、「困ったときに相談する」が27.8%と続いている。



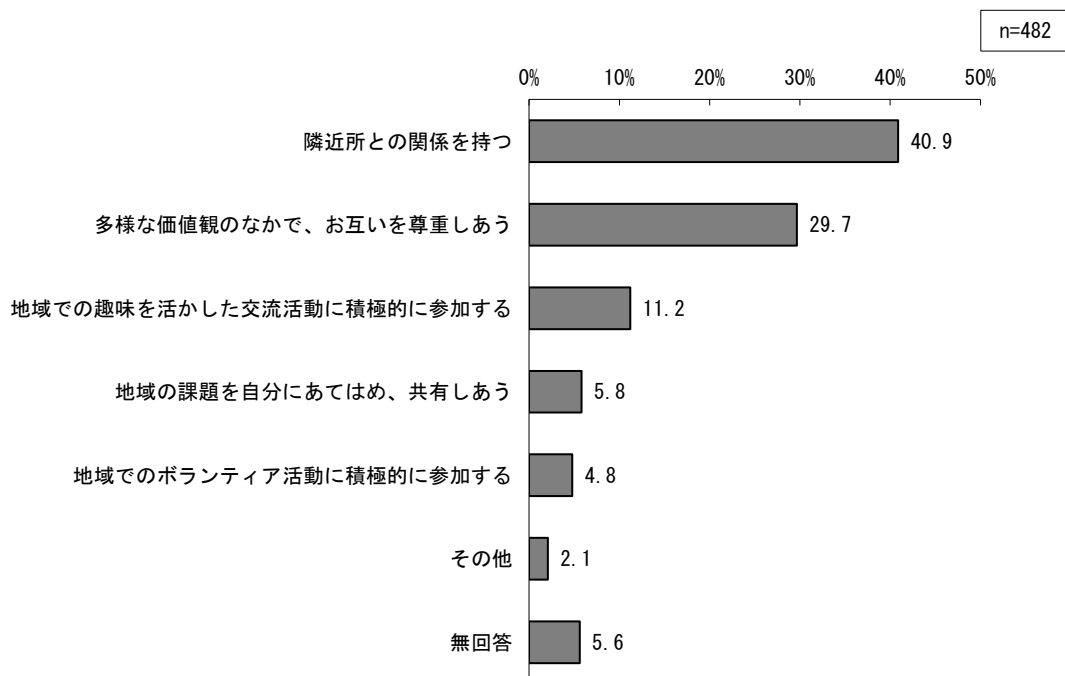
#### 図2 近所との関わり意向：一般住民調査

近所との関わり意向については、「困ったときに助け合う」が45.0%と最も高く、次いで「顔を合わせれば挨拶する」が24.3%、「立ち話などの会話をする」が12.7%と続いている。



### 図3 ともに助け合い、支え合う地域づくりをするために必要なこと：一般住民調査

ともに助け合い、支え合う地域づくりのために必要だと思うことについては、「隣近所との関係を持つ」が40.9%と最も高く、次いで「多様な価値観のなかで、お互いを尊重しあう」が29.7%、「地域での趣味を活かした交流活動に積極的に参加する」が11.2%と続いている。



### 図4 地域福祉で力を入れる取組：一般住民調査

町の地域福祉で、力を入れる取組については、「在宅福祉や医療を支えるサービスの充実」が62.9%と最も高く、次いで「気軽に相談できる人、集まれる場の充実」が38.0%、「判断能力が低下しても安心して過ごせる仕組づくり」が37.8%、「町民がお互いに助け合えるまちづくり」が37.6%と続いている。

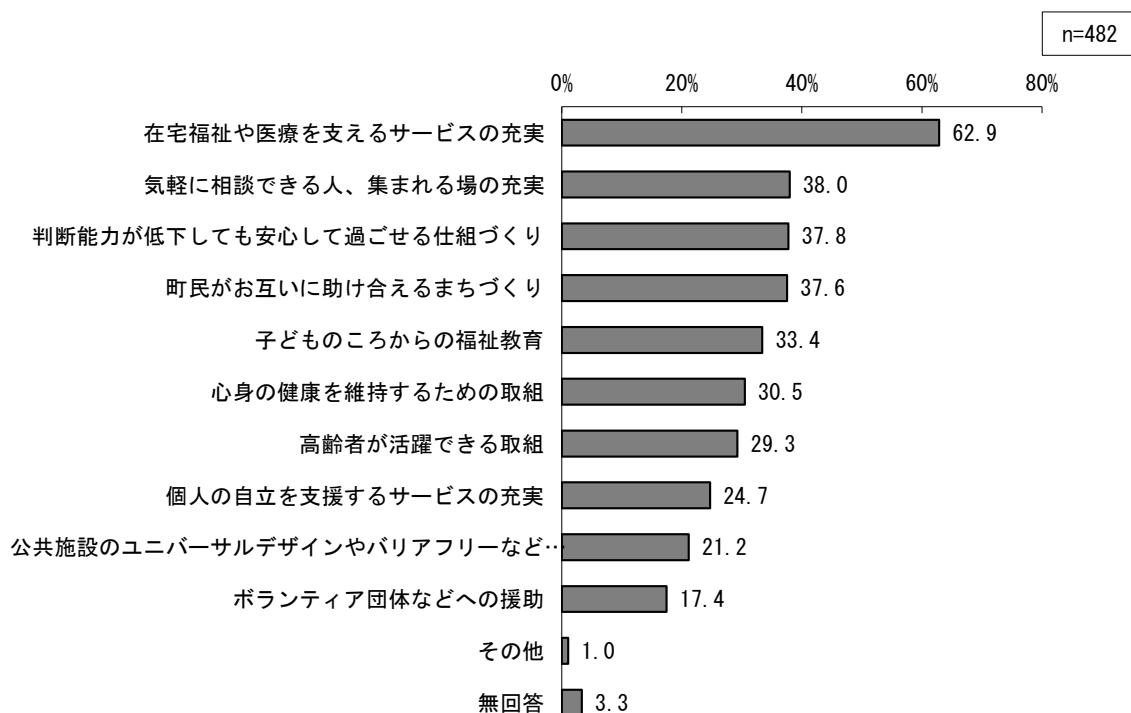


図5 近所付き合い：中学生調査

近所付き合いについては、「あいさつ程度はする」が43.2%と最も高く、次いで「たまに話をする」が32.1%、「まったく話をしない」が10.5%、「よく話をする」が9.9%、「あまり話をしない」が3.7%となっている。

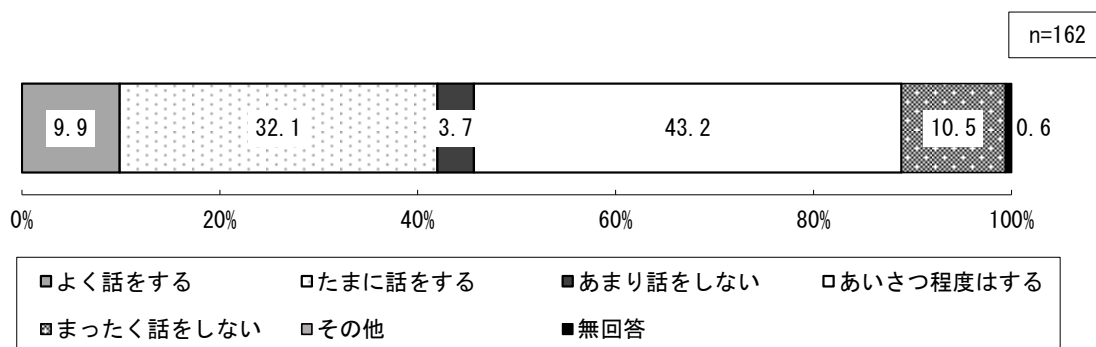


図6 安心して住み続けるために必要なこと：中学生調査

安心して住み続けるために必要なことについては、「あいさつから始まる近所付き合い」が67.9%と最も高く、次いで「災害につよいまちづくり」が64.8%、「日常生活(雪かきや買い物など)で困っている人にすぐ気づき、助けることができる関係づくり」が53.7%、「支え合い活動(見守り・話し合い・助け合い)」が45.7%、「子どもたちが感じている・気になっていることを話すことのできる場をつくる」が45.1%、「ボランティアの育成や活動」が40.7%と続いている。

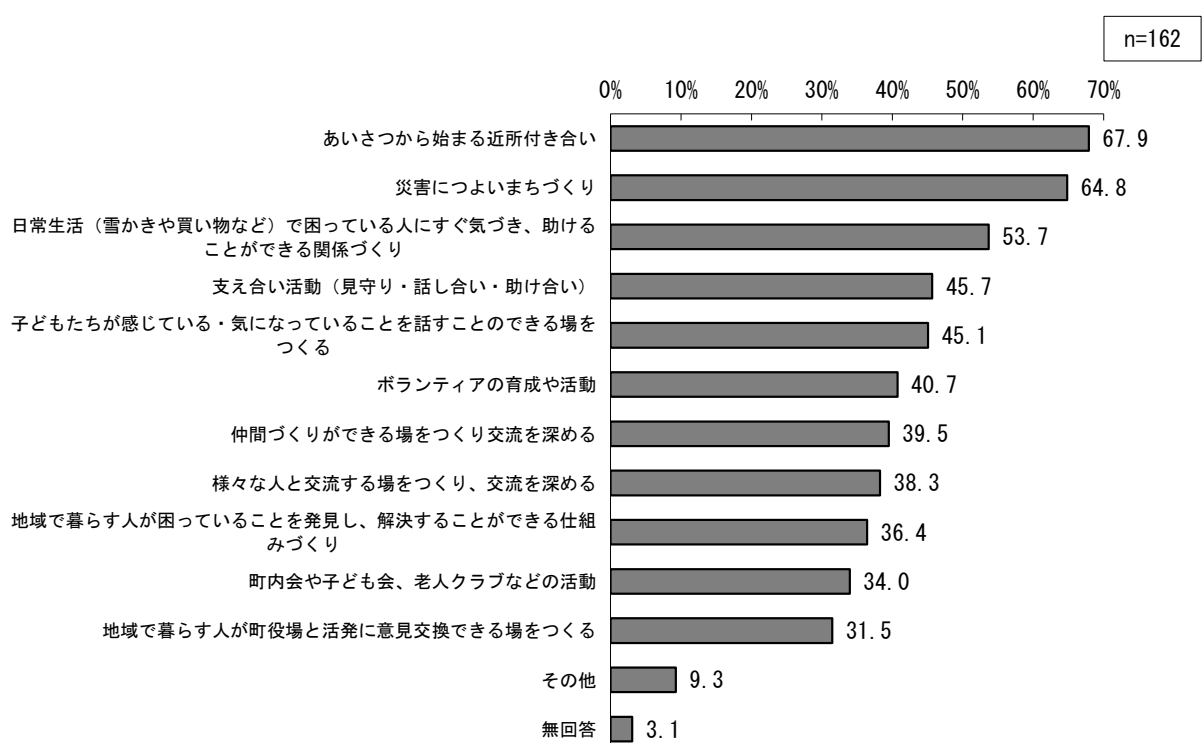


図7 地域の行事や活動への参加状況：一般住民調査

地域の行事や活動への参加状況については、「参加している」が35.3%と最も高く、次いで「参加していない」が27.2%、「新型コロナウイルス感染症により参加する機会がなくなった」が16.2%、「どんな行事や活動があるかわからない」が12.0%、「興味はあるが参加していない」が7.7%となっている。

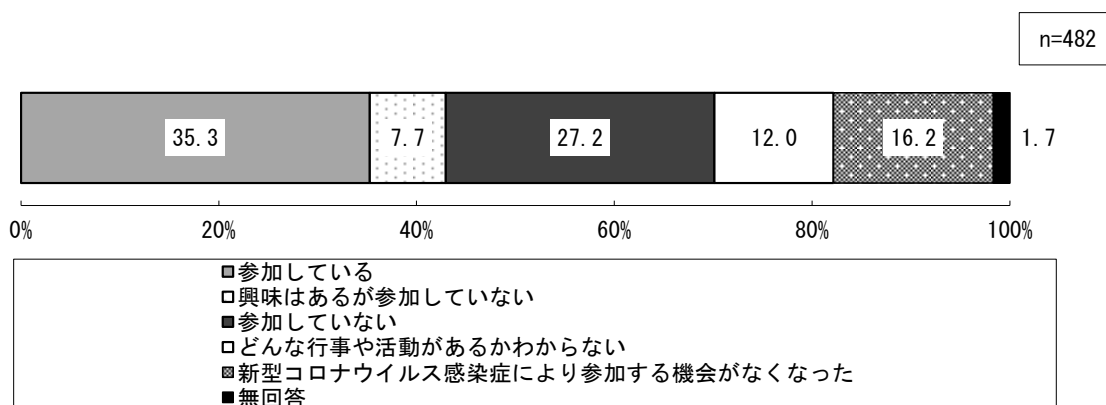
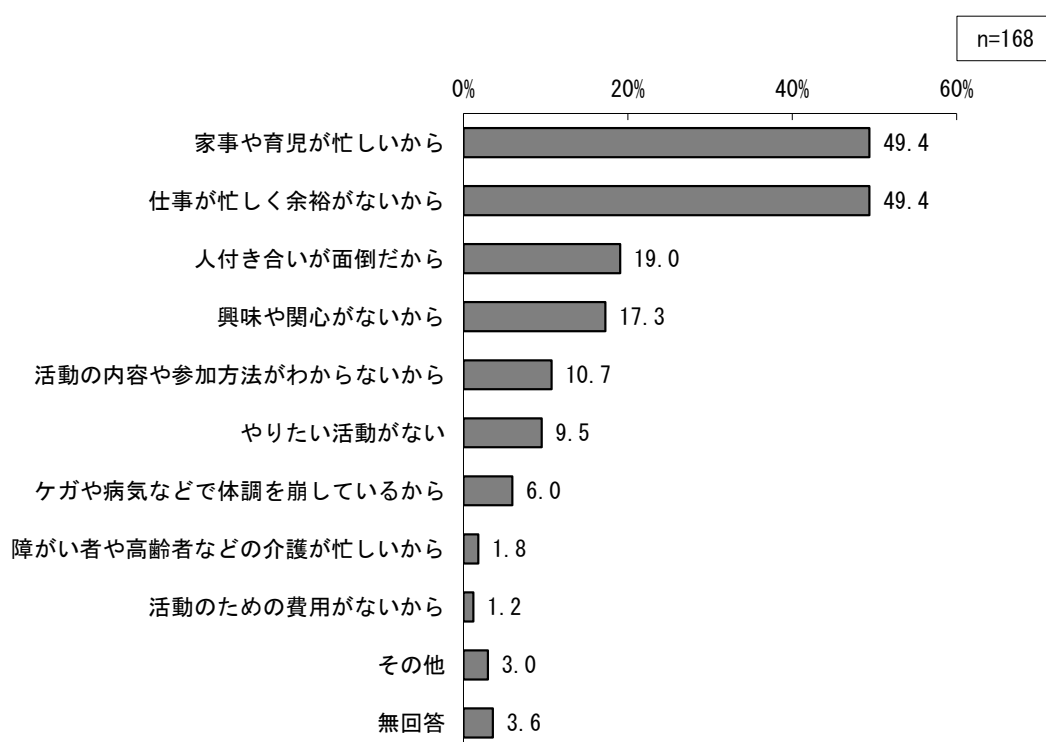


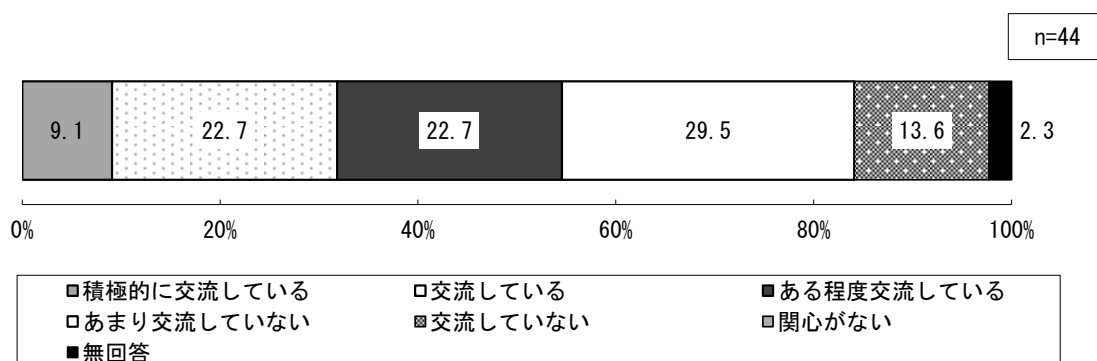
図8 地域の行事や活動に参加していない理由：一般住民調査

地域の行事や活動に参加していない理由については、「家事や育児が忙しいから」、「仕事が忙しく余裕がないから」がともに49.4%と最も高く、次いで「人付き合いが面倒だから」が19.0%、「興味や関心がないから」が17.3%、「活動内容や参加方法がわからないから」が10.7%と続いている。



**図9 地域住民との交流の状況：事業所調査**

地域住民との交流の状況については、「積極的に交流している」が9.1%、「交流している」、「ある程度交流している」がともに22.7%で、合計54.5%が『交流している』と回答している。一方、「あまり交流していない」（29.5%）、「交流していない」（13.6%）の合計は43.1%となっている。



**図10 地域住民との交流意向：事業所調査**

地域住民との交流意向については、「交流の場を積極的に作って交流したい」が13.6%、「交流の場が設けられていれば、交流したい」が79.5%で、合計93.1%が『交流したい』と回答している。一方、「できれば交流したくない」（4.5%）、「交流したくない」（2.3%）の合計は6.8%となっている。

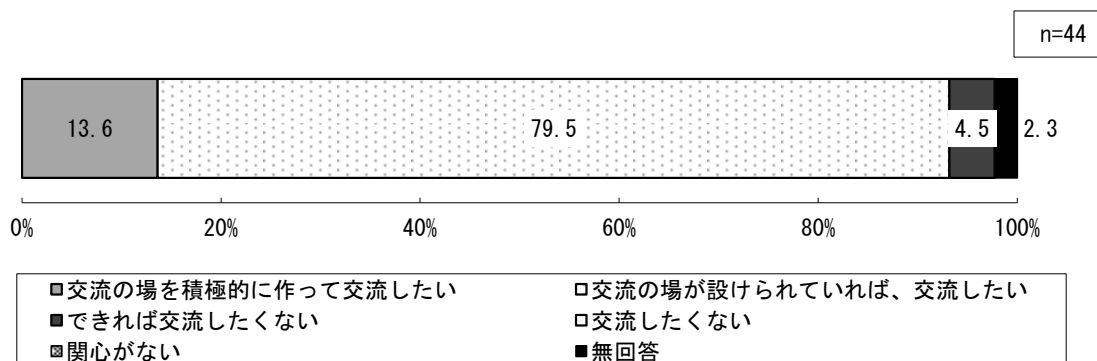


図 11 ボランティア活動に参加したことがない、参加したくない理由：中学生調査

ボランティア活動に参加したことがない、参加したくない理由については、「きっかけがない」が23.0%と最も高く、次いで「興味がない」が18.0%、「時間がない」が17.4%、「一緒に活動する人がいない」が9.9%、「参加の仕方がわからない」が8.7%と続いている。

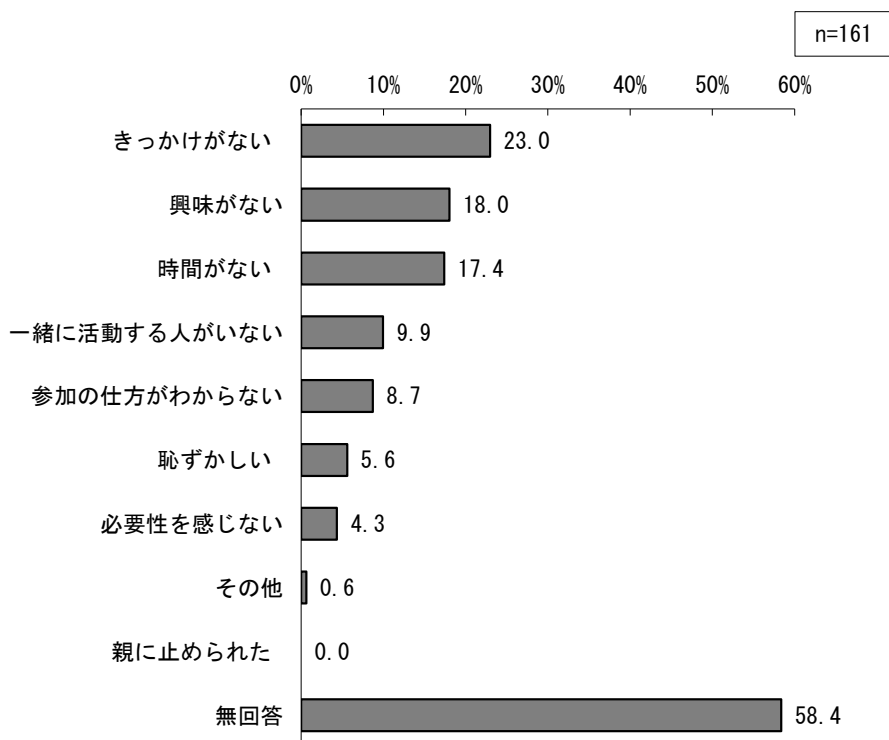


図 12 民生委員の認知度：一般住民調査

民生委員の認知度については、「知っている」が50.6%、「知らない」が48.1%となっている。

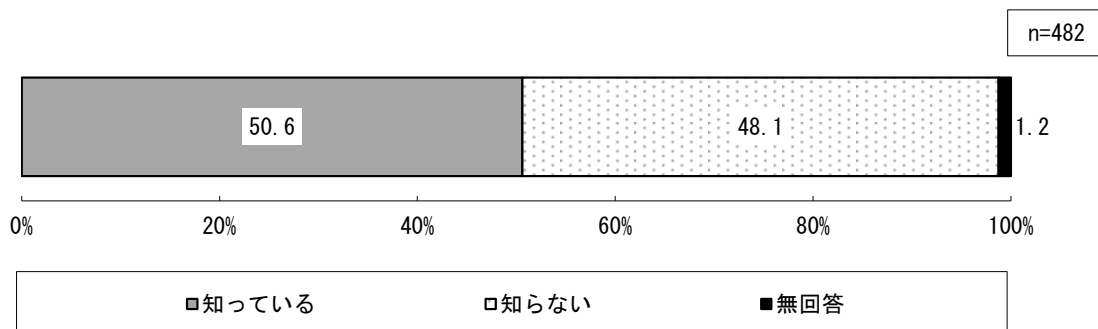


図 13 児童委員の認知度：一般住民調査

児童委員の認知度については、「知っている」が18.0%、「知らない」が80.3%となっている。

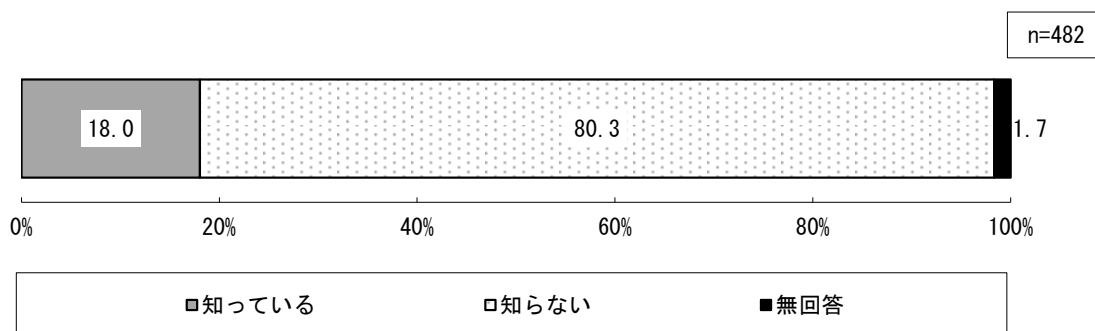


図 14 鯉ヶ沢町地域包括支援センターの認知度：一般住民調査

鯉ヶ沢町地域包括支援センターの認知度については、「名称は知っているが、活動内容までは知らない」が42.1%と最も高く、次いで「名称も活動内容も知っている」が27.8%、「名称も活動内容も知らない」が27.4%となっている。

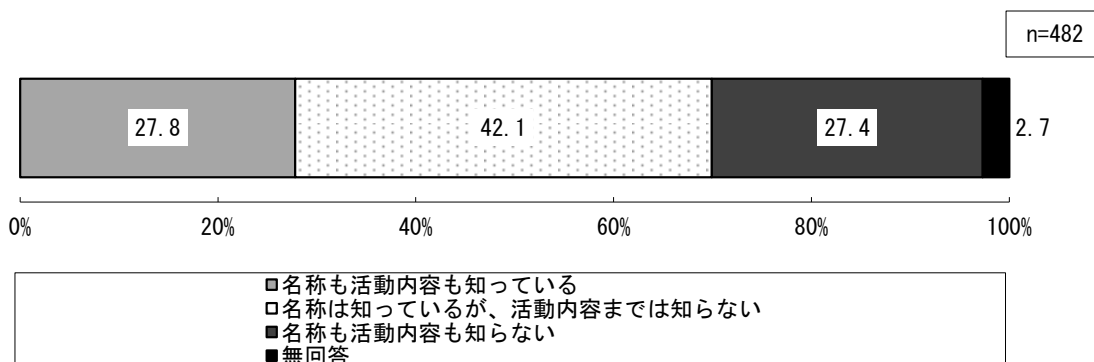


図 15 鯉ヶ沢町社会福祉協議会の認知度：一般住民調査

鯉ヶ沢町社会福祉協議会の認知度については、「名称は知っているが、活動内容までは知らない」が49.0%と最も高く、次いで「名称も活動内容も知っている」が40.9%、「名称も活動内容も知らない」が7.5%となっている。

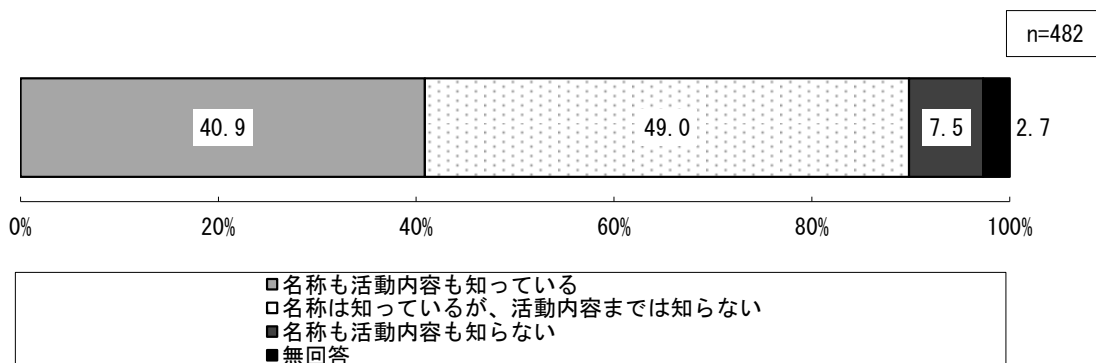




図 16 ひきこもりの人やその家族に対しての必要な支援：一般住民調査

ひきこもりの人やその家族に対する必要な支援については、「何でも相談できる窓口の充実」が72.6%と最も高く、次いで「就職などの自立に向けた支援」が49.4%、「居場所の支援」が33.4%、「家族や親の会の設置や支援」が31.3%と続いている。

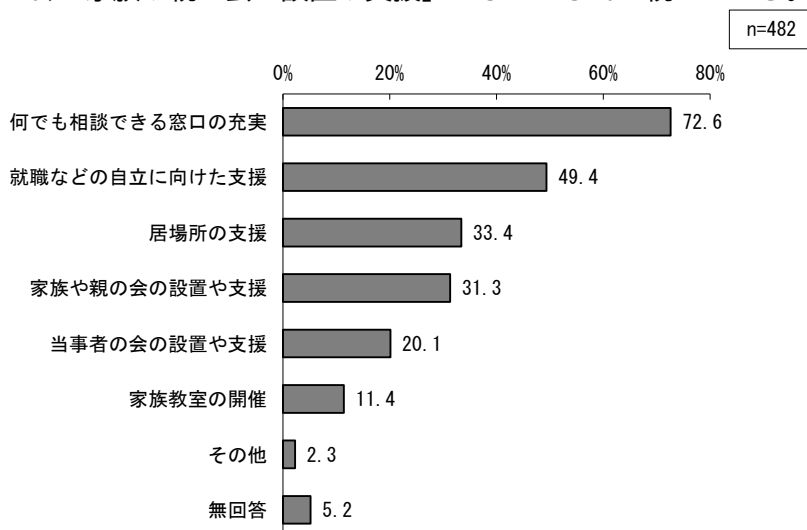


図 17 鯉ヶ沢町社会福祉協議会が進めていく必要がある福祉サービス：一般住民調査

鯉ヶ沢町社会福祉協議会が進めていく必要がある福祉サービスについては、「心配ごとや福祉サービスの利用についての相談」が56.2%と最も高く、次いで「自宅で高齢者や障がい者を介護されている方への支援」が55.8%、「介護が必要になっても自宅で過ごせるよう、介護保険事業の実施」が49.0%と続いている。

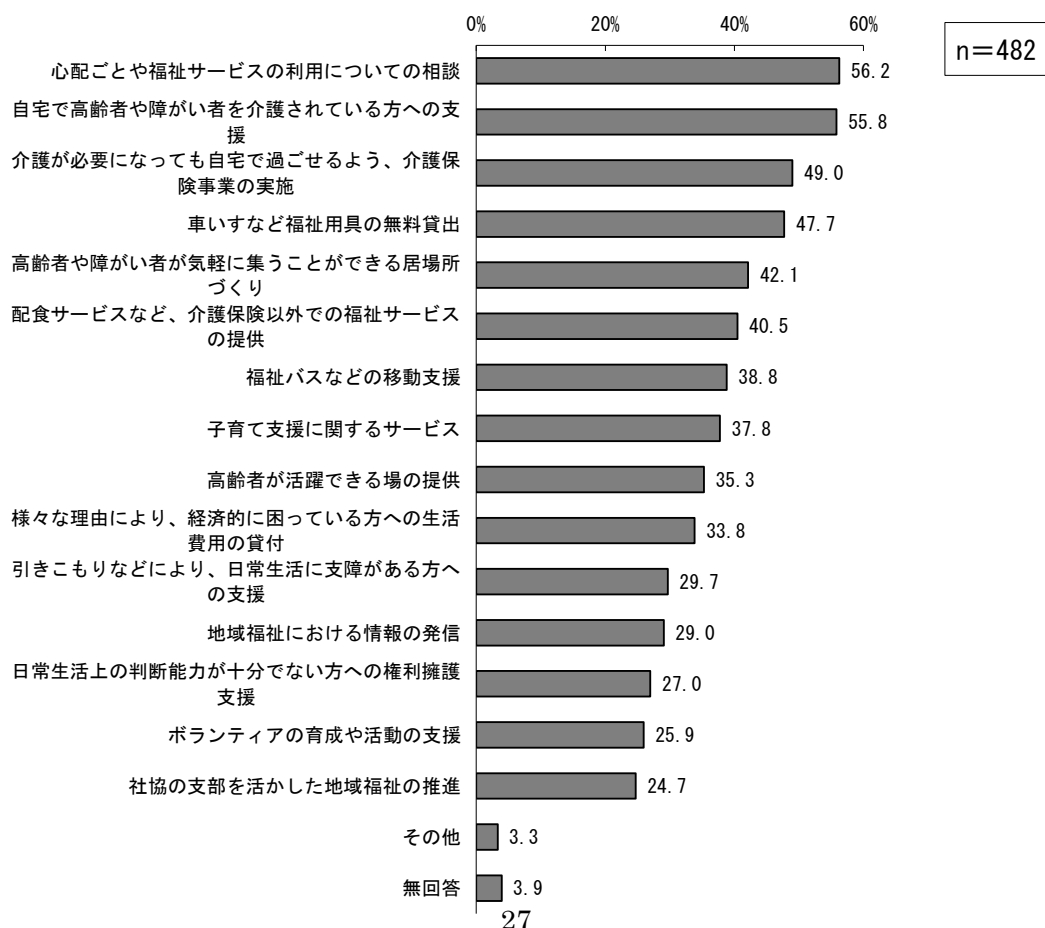


図 18 成年後見制度の認知度：一般住民調査

成年後見制度の認知度については、「聞いたこともないし、制度の内容も知らなかった」が26.1%、「聞いたことはあるが、制度の内容までは知らなかった」が24.5%、「聞いたことはあるし、制度の内容も知っていた」が24.1%、「聞いたことはあるし、制度の内容もだいたい知っていた」が23.4%と同じような割合となっている。

n=482

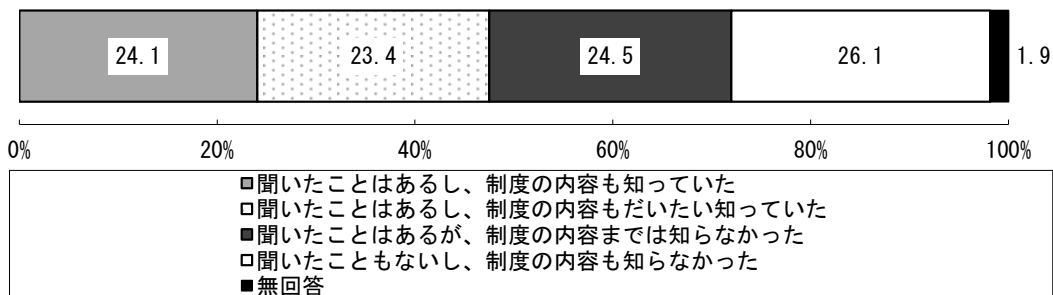


図 19 成年後見制度の利用意向：一般住民調査

成年後見制度の利用意向については、「利用したいと思う」が40.2%、「利用したいとは思わない」が11.0%となっている。なお、「わからない」は、46.9%と最も高くなっている。

n=162

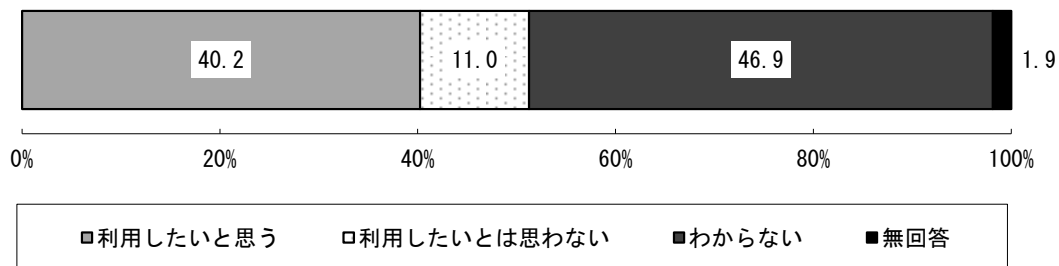


図 20 成年後見制度を利用したいとは思わない、わからない理由：一般住民調査

成年後見制度を利用したいとは思わない、わからない理由については、「制度の内容や利用方法がよくわからない」が36.2%と最も高く、次いで「他人に財産管理されることに抵抗がある」が21.9%、「制度を利用するための手続きが複雑そうである」が21.1%と続いている。

n=279

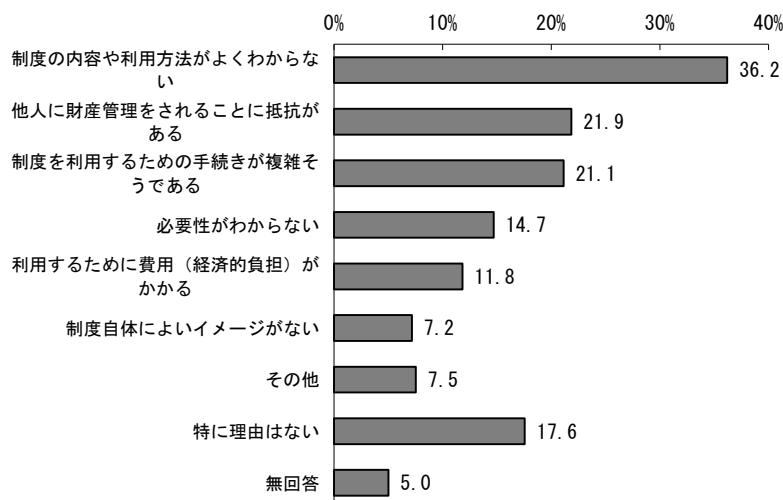


図 21 成年後見制度を利用したいとは思わない、わからない理由：一般住民調査

困ったことがあったときの情報の入手先、相談場所については、「家族・親戚」が53.5%と最も高く、次いで「インターネット」が46.5%、「鯉ヶ沢町役場」が42.9%、「友人・ご近所」が40.2%、「テレビ」が28.4%と続いている。

n=482

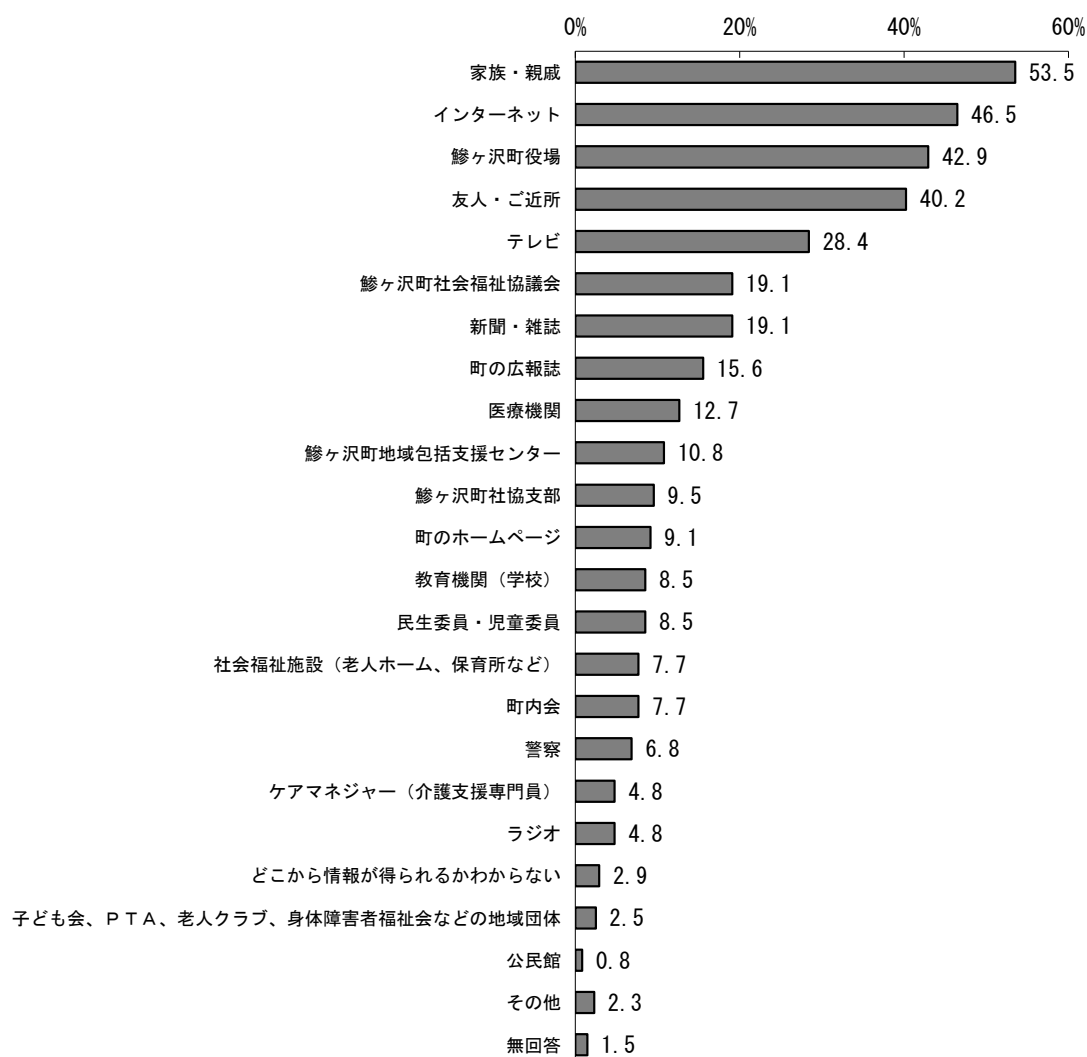


図 22 災害時に困ること：一般住民調査

災害時に困ることについては、「必要な物資を得られるか不安」が81.5%と最も高く、次いで「避難場所で医療ケアなどを受けられるか不安」が58.1%、「要支援者(高齢者・障がい者など)に配慮された避難所に避難できるか不安」が29.5%、「緊急時に情報を得る手段がない」が23.9%、「緊急時の協力者がいない」が15.6%となっている。

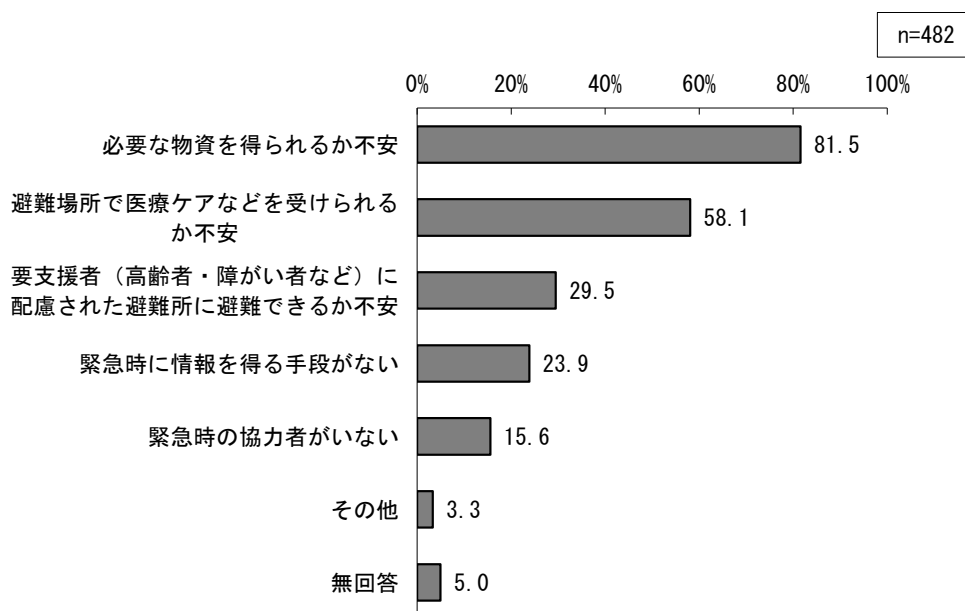
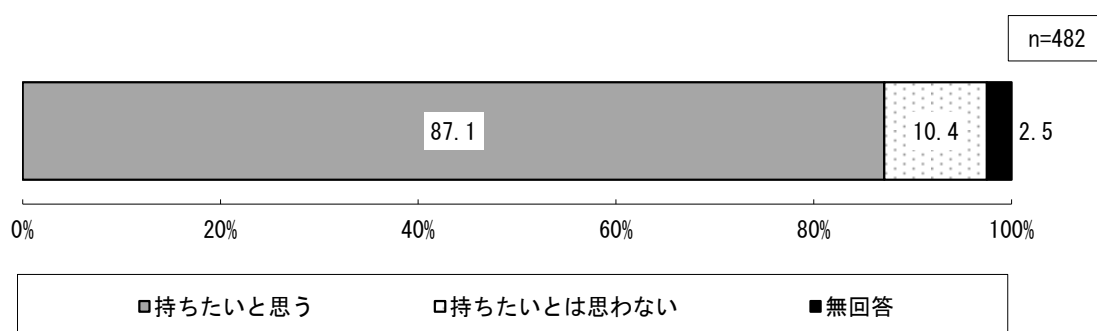


図 23 災害時に困ること：一般住民調査

防災に関する情報や知識を持ちたいと思うかどうかについては、「持ちたいと思う」が87.1%、「持ちたいとは思わない」が10.4%となっている。



## (2) 地域福祉計画策定に向けた地域住民懇談会

本計画を策定するにあたり、令和3年11月に町社協による支部構成の6支部において、地域住民との懇談会を開催しました。「見守りが必要と思われる属性」、「対応方法、課題」について意見交換をしました。

地区	開催日	参加人数
舞戸地区	令和3年11月22日	27名
赤石地区	令和3年11月23日	13名
鱒ヶ沢地区	令和3年11月24日	31名
鳴沢地区	令和3年11月25日	21名
中村地区	令和3年11月26日	27名
南金沢地区	令和3年11月29日	14名

### (1) 見守りが必要と思われる属性

高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鍵をかけて出てこない方、様子がわからない方</li> <li>・ 身体機能が低下している方</li> <li>・ 認知症の方</li> <li>・ 高齢夫婦と精神障害の子どもの世帯</li> <li>・ 姿を見せなくなった方、夕方になっても電気がつかない方</li> <li>・ 独居高齢者</li> <li>・ 被害妄想、徘徊している方</li> <li>・ 子どもが先に亡くなった方</li> <li>・ 金銭トラブルを抱える方</li> <li>・ 本人からSOSがあった方</li> <li>・ 地震の時に自力で避難できない方</li> <li>・ 関わってほしくないという方</li> <li>・ 何のサークルにも属さず誘っても出てこない方</li> <li>・ 子どもが町外にいる方（緊急時の対応）</li> </ul>
若い世代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一人暮らしの方</li> <li>・ 外出しない方、地域とかかわりがない方</li> <li>・ アパート住まいで声を掛けても返答がない方</li> <li>・ 人との接触がない方</li> <li>・ 50代の障がい者</li> <li>・ ひきこもり</li> <li>・ 家族関係が良くない世帯、喧嘩が絶えない世帯</li> <li>・ 介護を理由に仕事を辞めた方</li> <li>・ 父の年金で暮らしている子ども</li> <li>・ 無職の若い世代</li> </ul>
子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登校拒否の子ども</li> <li>・ 母子家庭で子育てが大変そうな方</li> <li>・ 子どもの泣き声がする家庭</li> <li>・ 帰宅時の小・中学生</li> <li>・ 母子家庭で、ごはんを食べているかわからない子ども</li> </ul>

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者と無職、ひきこもりの子ども(8050 問題)</li> <li>・ 気にかけてくれる人がいなくなった時</li> <li>・ 町内会未加入者の方</li> <li>・ 空き家、空き家の隣に住んでいる方</li> <li>・ 災害時の支援が必要な方</li> <li>・ 食生活の不安な方（持病あり）</li> <li>・ 町内で交流がない世帯</li> <li>・ 夫婦喧嘩が多い家庭</li> <li>・ ゴミ屋敷に住んでいる方</li> <li>・ ゴミのポイ捨てをする方</li> <li>・ 身体に障がいのある方</li> </ul>
<p>(2) 対応方法、問題点等</p>	
<p>個人情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関へつなぐにしても見守りが必要な人のリストがない。見守ってほしい方を役場、社協から連絡が欲しい。</li> <li>・ 住宅の入居時、あいさつがないので誰が住んでいるかわからない。役場の方から入居時、町内会長に連絡するよう助言してもらえると助かる。</li> <li>・ 防災関係で台帳を作ろうと役場へ町内会の世帯名簿が欲しいと打診したが、個人情報を理由に貰うことができなかった。手間はかかるが、一軒一軒訪問して世帯状況を把握し、台帳づくりが必要ではないか。</li> <li>・ 町内に住む方の名簿を作成するのがいいと思われるが、個人情報の取り扱いに問題がある。</li> <li>・ ある程度見守りする上では情報がなければ見守られない。</li> <li>・ アパートの住人がわからないので災害時など連絡ができない。</li> <li>・ 町内会に入っていない人の見守り方</li> <li>・ 若い人の家には介入しづらいので、ある程度の情報（名前、性別、連絡先）は知りたい。</li> <li>・ 名簿作成にあたり、町内会、支部協力員、民生委員等で個別に訪問し作成はできるが、緊急時の連絡先を教えてくれる方がいいがそうでない方もいるかもしれない。その場合はどうするかが問題。</li> </ul>
<p>連絡、相談</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気になる人のつなぎ先は役場か社協。役場はどこへ相談すればよいかかわからないので、気になる方がいてもそのままになってしまう。</li> <li>・ (町内会長が元役場職員) 役場の何課が相談窓口かだいたいわかる。町内会の役員は役場職員がなって関係機関へつなげばいいと思う。</li> <li>・ 近隣住民から町内会長に連絡があり町内会長から役場へ連絡し、施設に入所することができた。</li> <li>・ 事前に対象者の情報を社協か役場に伝えておく。</li> <li>・ 役場のことをわかっている地域の人（元役場職員、民生委員等）につなぐ。</li> <li>・ 気になる人がいたら町内会長に伝え、解決できなければ行政、社協につなぐ。</li> <li>・ 気になるが直接対象者宅への訪問は難しい。</li> <li>・ 町内会長、民生委員、保健師等の町内で役場関係に携わっている人が高齢者を見守る。</li> <li>・ 異変に気付いた場合やゴミの問題は、役場へ相談すればいいのか。</li> <li>・ 年齢問わず独居の方には普段からのコミュニケーションを取っておく必要がある。</li> <li>・ 様子がおかしい（郵便物、電気を気に掛ける）と思ったら必ず二人で訪問。</li> <li>・ 近所同士声がけし、姿が見えなければ確認する。</li> <li>・ 社協会費、赤い羽根共同募金の集金時に見守りを兼ねて訪問している。</li> <li>・ 家族に向けて相談先を提案するが動きがないため手出しできない。</li> <li>・ ひきこもりの家族が相談できる場を役場、社協が設ければいい。</li> <li>・ 気になっても相談の仕方、相談先がわからない。</li> <li>・ 見守りするボランティアの若い世代の発掘</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路から見えない位置に家がある人は電気がついているのかも確認できない。</li> <li>・困ったこと、気になる人がいれば町内会長等に連絡する。対応できない状況であれば、役場・社協へつなぐ</li> <li>・独居高齢者、高齢者のみ世帯の場合は救急車等に連絡することは可能だが、病院に行くのは家族が最適。しかし現状では緊急連絡先の整備ができていない。班長など役員間もしくは指定した場所に置くなど誰もがわかるように情報共有しておくことが必要だ。</li> <li>・独居高齢者の鍵かけ問題。体調が悪くなった時助けたくても助けられない。鍵が掛かっていて入れない。</li> <li>・警察を含めて話し合いをする場も必要ではないか。</li> <li>・家から出ない方には、町のイベントの紹介。サークル活動に参加を呼びかける。本人が何に興味があるのかわからないので、やみくもに声掛けしてよいのかわからない。ひきこもりにならないように見守りしていくしかないのか？</li> <li>・「8050」世帯、親の収入で暮らしている人の生活状態がわからないので、どこまで介入すればよいのか。</li> <li>・すべての対象者に対し、となり近所であれば普段から知っているので声をかけてもいいと思うが、自分からはなかなかむずかしい。町や社協から見守りをお願いされたらできると思う。</li> </ul>
<p>地域住民ができること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暗くなってから電気がついているか、カーテンの開閉位は確認できる。</li> <li>・自分から声をかけ、訪問する。</li> <li>・町広報誌などの配布時、町内会班長が定期的に確認</li> <li>・年1回の泥上げ（罰金性）には多くの方が参加しているのでその時に確認</li> <li>・見かけたら声掛け。</li> <li>・隣に同級生の子どもがいるので、朝の声がけ、一緒にバス停に行く。</li> <li>・どこに誰が住んでいるか世帯状況がわかるよう、来年度の町内会班長を通じ名簿を作成する。（一部町内会）</li> <li>・自分たちが手伝えること（ゴミ出し、除雪）であれば手伝う。</li> </ul>

全地区まとめ
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆つなぎ先として、町内会長、民生委員など地域で役職を持っている方へつなぎ、対応できなければ役場、町社会福祉協議会へつなぐと答えた方が多かった。一方、役場、町社会福祉協議会というのはわかっているが役場の何課なのかがわからないという声も聞かれていた。</li> <li>◆見守りする上で介入拒否、つないだ後の関係性の悪化が心配</li> <li>◆名簿の作成をしたほうが良いという声も多数上がっていたが、個人情報の問題があり、助けたくても助けられないという声もある。</li> </ul>

### 3 地域福祉を取り巻く主要課題

統計データ、アンケート調査結果、地域懇談会の意見を踏まえ、当町の地域福祉を取り巻く課題を以下のとおり整理します。

#### 主要課題 1 近所付き合いから見守り・支え合いへ

一般住民調査では、近所との関わり(図1)について、現状では「顔を合わせれば会話をする」が68.5%と最も高くなっている一方で、近所との関わりの意向(図2)では、45.0%の人が「困ったときに助け合う」と回答しています。また、ともに助け合い、支え合う地域づくりをするために必要なこと(図3)でも、「隣近所との関係を持つ」が40.9%と最も高く、地域福祉で力を入れる取組(図4)でも、「町民がお互いに助け合えるまちづくり」は37.6%となっています。

中学生調査でも、近所付き合い(図5)では、「あいさつ程度はする」が43.2%と最も高くなっている一方で、安心して住み続けるために必要なこと(図6)では、「あいさつから始まる近所付き合い」が67.9%と最も高くなっています。

このように、近所付き合いのあるべき姿としては、助け合うべきと思っていながらも、現実にはあいさつをする程度にとどまっている状況がうかがえます。まずは、あいさつやちょっとした声かけをきっかけにして、近所付き合いを深め、支え合い、助け合いに発展させていくことが必要です。

#### 主要課題 2 地域活動、ボランティア活動への参加の促進

一般住民調査では、地域の行事や活動への参加状況(図7)は、「参加している」が35.3%にとどまっており、参加していない理由(図8)では、家事や育児、仕事が忙しいとの理由が49.4%と約半数を占めている一方、「活動の内容や参加方法がわからないから」、「やりたい活動がない」が約1割となっています。

事業所調査では、地域住民との交流の状況(図9)では、「(あまり)交流していない」が43.1%となっている一方、地域住民との交流意向(図10)では、「交流したい」は93.1%と9割を超えています。

中学生調査で、ボランティア活動に参加したことがない、参加したくない理由(図11)では、「きっかけがない」(23.0%)、「一緒に活動する人がいない」(9.9%)、「参加の仕方がわからない」(8.7%)となっています。

地域活動やボランティア活動への参加状況は、多いとは言えませんが、参加意向は一定程度見込まれることから、今後は、情報提供の方法や活動内容の見直しを図り、多くの住民が参加できるような仕組みを作っていくことが必要です。



### 主要課題 3

### 困りごとを相談できる相談支援体制の充実

子ども・子育てに関する相談、障がいに関する相談、高齢者に関する相談等に対しては、行政の相談窓口や町社会福祉協議会が様々な相談事業に取り組んでいます。また、地区の民生委員・児童委員も地域における身近な相談相手として相談活動をしており、相談・支援件数は、令和元年は178件、令和2年は152件となっています。

一般住民調査では、民生委員の認知度(図12)は50.6%、児童委員(図13)は18.0%、相談機関である地域包括支援センターの認知度(名称も活動内容も知っている)(図14)は27.8%、町社会福祉協議会(図15)は40.9%と未だ認知度は定着しているとは言えません。

ひきこもりの人やその家族に対しての必要な支援(図16)では、「何でも相談できる窓口の充実」が72.6%と最も高くなっています。また、町社会福祉協議会が進めていく必要がある福祉サービス(図17)でも、「心配ごとや福祉サービスの利用についての相談」は56.2%と最も高くなっています。

一般住民調査の自由記述や地域住民懇談会でも、『何でも相談できる窓口が必要』、『どこに相談したらよいかわからない』、『相談の仕方がわからない』などの意見もありました。

相談活動を行っている民生委員・児童委員、相談機関の周知を図り、対応力の向上とともに、対象者ごとの相談窓口を一元化し、複雑な課題を抱える人、制度の狭間にある人などにも寄り添うことができる多機関と連携した包括的な相談支援体制整備が必要です。

### 主要課題 4

### 権利擁護支援体制の充実

当町における令和2年の高齢者虐待、障がい者虐待件数は各1件、子どもの虐待は0件となっています。近年、全国的には高齢者・障がい者・児童虐待の件数は増加傾向にあり、大きな社会問題となっています。虐待防止については、早期発見、早期対応が重要であり、住民の安全や個々の人権を守る体制づくりが求められています。

一般住民調査では、成年後見制度の認知度(図18)については、制度の内容を知らないとの回答は50.6%と半数を超えています。また、利用意向(図19)も約4割にとどまっています。利用したいとは思わない、わからない理由(図20)については、「制度の内容や利用方法がよくわからない」が36.2%と最も高くなっています。当町においては、高齢者数は減少傾向にありますが、介護認定者数は増加傾向を示していることや愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者が微増傾向となっていることから、認知症高齢者の増加、障がい者の家族の高齢化や親亡き後の問題、身寄りのない高齢者や障がい者などの増加により、今後、需要が高くなることが予測されます。本制度の内容や利用方法等の周知とともに、相談窓口の周知、充実が必要です。

さらに、男女間における暴力(DV)、自殺防止、犯罪者支援、LGBTを含めた性的マイノリティなど、多様な権利擁護支援も必要です。

## 主要課題5

### 情報提供の充実

一般住民調査では、必要な情報を得られているか(図20)については、86.4%の人が、「十分に得られている」、「ある程度、得られている」と回答していますが。一方、町社会福祉協議会が進めていく必要がある福祉サービス(図17)で、29.0%の人が「地域福祉における情報の発信」を挙げています。また、地域の行事や活動への参加状況(図7)は、「どんな行事や活動があるかわからない」が12.0%、参加していない理由(図8)では、「活動の内容や参加方法がわからないから」、「やりたい活動がない」が約1割となっています。

中学生調査で、ボランティア活動に参加したことがない、参加したくない理由(図11)では、「きっかけがない」(23.0%)、「参加の仕方がわからない」(8.7%)となっています。

一般住民調査の自由記述でも、『行政サービスが探せない』、『情報が見つげにくい』、『何課が担当しているのかわからない』との意見も挙がっています。

困ったことがあったときの情報の入手先、相談場所(図21)では、「鱒ヶ沢町役場」(42.9%)、「町社会福祉協議会」(19.1%)、「町の広報誌」(15.6%)など公的機関の回答も高いことから、これらの媒体を活用し、わかりやすく提供するし、本当に必要な人に必要な情報が届くようにしていくことが必要です。

## 主要課題6

### 安心・安全な地域づくり

一般住民調査では、防災マップを見たことがある、避難場所を知っている、ひとりで避難できるとの回答は約8割となっています。一方、災害時に困ること(図22)では、「避難場所で医療ケアなどを受けられるか不安」(58.1%)、「要支援者に配慮された避難所に避難できるか不安」(29.5%)、「緊急時の協力者がいない」(15.6%)も挙げられています。また、災害時要援護者支援制度の認知度(図23)は、「知っていた」は17.0%にとどまっています。

近年、全国各地で避難が必要となる災害も発生しています。公的支援とともに、支援が必要な人を地域の人が支えることができるよう地域住民同士で声をかけあうなど、支え合いの仕組みが必要です。

## 第3章 計画の基本理念と基本目標

### 1 基本理念

町の最上位計画である第6次鱒ヶ沢町総合計画において、まちづくりの基本目標を「人が紡ぎ 結び 集う ふるさとあじがさわ」とし、「いきいきと暮らせる安全・安心のまちづくり」を福祉施策の大綱として掲げています。

だれも（高齢者・障がい者・子どもなどすべての町民）が住み慣れた鱒ヶ沢町で、生きがいを持ち、助け合いや支え合いの中で暮らし続けることができるよう地域福祉の推進を図る必要があります。また、地域住民が一人ひとり役割を持ち、主体的に地域福祉活動に参画し、住民・各種団体・行政が一体となって「地域共生社会の実現」に取り組んでいくために、基本理念を次のとおり定めます。

#### 【基本理念】

共に生きる 支え合いのまち あじがさわ

#### ★基本理念の考え方★

考え方1	人権尊重
------	------

すべての人は、人間としての尊厳をもつ、かけがえのない存在であり、年齢や性別、国籍、社会的な立場などの違いに関わらず、人権という基本的な権利を有しています。様々な人権問題や偏見、排除、障がい者差別等の課題があり、解消に向けた法律の施行など共生社会の実現に向けた取組が必要とされています。一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をつくります。

考え方2	住民主体の地域づくり
------	------------

地域福祉の推進には、住民の主体的な地域づくりへの参加が重要です。そのためには、一人ひとりが地域住民として、自分たちが住んでいる地域を「もっと良くしていきたい」という主体的な姿勢をもつとともに、地域の様々な課題を地域の中で解決していくための話し合いの場や体制をつくっていく必要があります。住民が主体的に生活しやすい地域づくりに関わることができるよう支援します。

**考え方3****ソーシャルインクルージョンの醸成**

地域には社会的援護を必要としているにもかかわらず、社会の様々な領域から排除され孤立している人々がいます。適切な公的サービスを提供するだけでなく、社会とのつながりをもつことや地域の一員として生活することが可能となる積極的な支援が必要です。また、判断能力が十分でない人等も十分な相談や適切な支援により、自ら意思決定し、自己実現が可能となる権利擁護の仕組みが大切です。社会的援護を必要とする人々を排除することなく、抱えている課題の解決に向けて、共に支え合うことができる地域をつくります。

\*ソーシャルインクルージョンとは・・・すべての人々を孤立や排除から援助し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと。

**考え方4****福祉コミュニティの形成**

少子高齢化がますます進展する中、少人数世帯・高齢者世帯の増加といった地域コミュニティを取り巻く社会環境が変化し、人と人とのコミュニケーションやつながりの希薄化、相互に助け合う力の脆弱化が伺えます。主体性をもった住民が集まり、話し合い、行動できるような自立と連帯を支える仕組みと地域生活を支える専門的な保健福祉サービス等がうまく連携していく福祉コミュニティの形成を進めます。

**考え方5****多様な主体の協働**

地域福祉を具体化するためには、住民をはじめ、地域において活動する多様な主体と行政が協働し合う社会を創造していくことが必要です。住民、NPO、社会福祉事業者、企業等の様々な活動主体と行政が地域福祉の担い手として、お互いを認め合い、連携を深め、それぞれが有する強みを発揮することで、課題解決に向けた協働の取り組みを進めます。

## 2 計画の基本目標

---

本計画の基本理念の実現を目指し、次の2つの基本目標を掲げます。そして、この2つの基本目標に沿って、地域福祉を推進するための取組を進めます。

### 基本目標1

#### みんなでささえ合う地域づくり

地域に生活する高齢者、障がい者、子ども等の様々な世代の人々が、互いに存在を認め合い、つながりを持ち、支え合うことで、地域で孤立せずその人らしい生活を送ることができるよう「みんなで支え合う地域づくり」を目指します。

### 基本目標2

#### 安心して暮らすための支援体制づくり

誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けるためには、個人として尊重され、権利が守られるとともに、様々な困難に直面した時に相談できる体制が整っていることが大切です。人々が抱える課題を「我が事」として受け止め、地域全体で「丸ごと」の支援が受けられる体制づくりを目指します。

### 3 施策体系

本計画の基本理念と基本目標に基づき、以下のように地域福祉の推進に取り組みます。

#### 【基本理念】

#### 【基本目標】

#### 【施策の展開】

共に生きる  
支え合いのまち  
あじがさわ

【基本目標1】  
みんなで支え合う  
地域づくり

#### 1 住民主体の地域福祉活動の推進

- (1) 地域での支え合い、助け合いの意識づくり
- (2) 地域福祉活動への参加促進
- (3) 地域福祉活動への多様な主体の参画
- (4) 住民が主体的に地域課題に取り組むことができる体制づくり

#### 2 地域における見守り活動の充実

- (1) 声かけから始める見守り活動の推進
- (2) 見守り・見守られる関係と体制づくり
- (3) 見守りネットワーク体制の構築

#### 3 災害時等における要援護者支援の充実

- (1) 災害時に備えた地域におけるつながりづくり
- (2) 災害時における要援護者への支援

#### 1 保健・福祉・介護に関する支援の充実

- (1) 高齢者に関する支援の充実
- (2) 障がい者・障がい児に関する支援の充実
- (3) 子ども・子育てに関する支援の充実
- (4) 人にやさしい支援の充実
- (5) 社会資源の活用・開発

#### 2 相談支援体制の充実

- (1) 高齢者・障がい者・子ども等に対する相談支援体制の強化
- (2) 複合的な課題を抱えた人への支援体制づくり
- (3) 生活困窮者等への支援体制づくり
- (4) 相談支援体制を支える人材育成・確保

#### 3 権利擁護支援体制の強化

- (1) 虐待防止の取組の推進
- (2) 権利擁護支援の推進
- (3) 成年後見制度の利用促進

【基本目標2】  
安心して  
暮らすための  
支援体制づくり

## 第4章 施策の展開

本計画の基本理念、基本目標を達成するための取組を示しています。取組を進めていく上で、保健・医療・福祉を含めた全庁横断的な連携が必要であり、さらには、行政や町社会福祉協議会だけでなく、住民や各種団体、事業所等との協働により実現していくことが重要となります。

### 基本目標1

### みんなで支え合う地域づくり

#### 1 住民主体の地域福祉活動の推進

同じ地域で暮らす人々と顔を合わせた交流や近所付き合いを通して、身近な地域でのつながりを大切に、支え合い、助け合いができる地域づくりを進めていきます。そして、あらゆる世代の住民が地域福祉活動に関心を持ち、参加しやすいように情報発信や環境づくり、きっかけづくりに取り組みます。

また、他の人の困りごとや地域の困りごとを「我が事」として捉え、地域全体で解決に取り組む体制づくりに努めるとともに、地域福祉活動の推進や地域課題の解決に取り組むために関係機関と連携を図りながら、支援体制を強化していきます。

(1) 地域での支え合い、助け合いの意識づくり

① 「福祉のこころ」を育む取組の推進

取組内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもの頃からの教育の機会を通して、高齢者や障がい者、病気に対する正しい知識を伝え、「福祉のこころ」を育てます。</li><li>・男女共同参画社会づくりに向けて意識の醸成を図ります。</li><li>・DVやハラスメント、差別、いじめや虐待などの人権侵害から守る取り組みを進めます。</li></ul>
現状と課題
<p>【子ども・子育て：保育所・認定こども園】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・町認可保育施設の園児が、近隣の介護福祉施設等を訪問し、お遊戯の披露などを通して、高齢者や障がいのある方と交流を図っています。</li></ul> <p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・人権擁護委員と連携し、相談窓口を開設しています。</li><li>・広報を活用し、差別やいじめ、虐待など人権に関する知識の普及啓発を図ります。</li><li>・小・中学校と連携した「人権花いっぱい運動」、講演会のほか、イベントや集会を利用して啓発グッズを配布しています。</li></ul> <p>【学校教育】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・人権擁護委員及び町福祉担当課と連携し、人権花いっぱい運動や、人権に関する講演会を行っています。</li></ul>
今後の方向性
<p>【子ども・子育て：保育所・認定こども園】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・車いす、点字、手話、バリアフリー、盲導犬、ユニバーサルデザイン、福祉マップ等について学ぶ場を提供していきます。</li></ul> <p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・人権意識を向上するため、学校とも連携を図り、充実した取り組みができるよう努めます。</li></ul> <p>【学校教育】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・人権擁護委員及び町福祉担当課と連携し、人権啓発への取り組みを継続していきます。</li></ul>



## ② ボランティア意識の向上

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア講座の開催等により、誰もが地域の支え合い、助け合いの担い手になれるよう意識付けを行います。</li> <li>・小・中学校、高等学校におけるボランティア活動の推進、活動に対する助成、ボランティア活動を体験する場の提供により、福祉に対する理解と関心を高め、地域活動に参加できるよう支援します。</li> <li>・「認知症サポーター養成講座」を小・中学校や高等学校にも広め、認知症の人を見守り、支える体制づくりを行います。</li> </ul>
現状と課題
<p><b>【介護】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来見込まれる介護人材不足の解消・軽減を図るため、「介護サポーター・介護予防サポーター養成講座」を開催していますが、周知不足や後継者不足等により、開催が難しい状況です。</li> </ul> <p><b>【地域包括支援センター】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度から令和2年度にかけて、小学生を対象に「認知症サポーター養成講座」を開催しています。</li> </ul> <p><b>【福祉】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会と連携し、児童生徒の福祉に対する理解と関心を高める取組を推進しています。</li> </ul> <p><b>【学校教育】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校において、福祉及び環境に関するボランティア活動を学校、地域、各行政機関と連携して実施しています。</li> </ul>
今後の方向性
<p><b>【地域包括支援センター】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町福祉協議会と連携し、高齢者の就業機会を提供することで生きがいの推進を図り、地域社会へ参加する意欲を高める取組を継続します。</li> <li>・「認知症サポーター養成講座」を職域、小・中学校、高等学校に働きかけていくとともに、チームオレンジの立ち上げに向け、認知症サポーターのフォローアップ研修を開催します。</li> </ul> <p><b>【福祉】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町社会福祉協議会と連携し、児童生徒を中心にボランティア意識の醸成を図るとともに、ボランティアの育成に努めます。</li> </ul> <p><b>【学校教育】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会と福祉関係部局と連携し、児童生徒のボランティア精神と地域活動への参画意識の醸成を図るため、各学校に働きかけていきます。</li> </ul>

### ③ 地域で支え合う意識の向上

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉について考える講演会やフォーラムを開催し、支え合いの意識を高める取り組みを行います。</li> </ul>
現状と課題
<p>【健康】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「元気健康フェスティバル」の参加者は平成26年の「健康宣言」後、年々増加しています。</li> <li>・「認知症フォーラム」と同時開催したことで参加者の健康意識の向上につながっています。</li> <li>・今後も継続して開催するために内容の検討が必要です。</li> </ul> <p>【地域包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元気健康フェスティバルと同時開催で「認知症フォーラム」を開催し、認知症を分かりやすく理解するための寸劇やミニ講話、展示コーナー（介護予防事業紹介・グループホーム紹介）などを行っています。</li> </ul> <p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会やイベント、町社会福祉協議会が主催する「地域福祉推進大会」などを通して、地域で支え合うことの大切さを伝えています。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【健康】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元気健康フェスティバル、健康づくり講演会を開催します。</li> </ul> <p>【地域包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症フォーラムを開催します。</li> </ul> <p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携、協力し、広く住民が集まるイベント等を通して、一人ひとりが地域福祉を考えるきっかけをつくり、地域で支え合う意識の向上に努めます。</li> <li>・町社会福祉協議会と連携して、地域福祉推進大会やまちづくり懇話会を開催します。</li> </ul>

#### ④ ボランティア登録者の増員と活動支援体制の整備

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアを必要とする人と提供できる人をつなぐ機能を強化します。</li> <li>・「やってみたい」と思えるボランティア、気軽にできるボランティア活動の企画に取り組みます。</li> </ul>
現状と課題
<p>【介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防活動へのボランティア・サポーターの登録者が少ないため、「介護サポーター・介護予防サポーター養成講座」の内容を再検討し、登録者を増やす取組が必要です。</li> </ul> <p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町社会福祉協議会と連携し、シルバー人材バンクに代わる「生き生きわーくセンター」を設立したことから、地域住民の暮らしのお手伝いができる会員の確保に努めます。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容を整理したうえで、ボランティア登録者の増員を図ります。</li> </ul> <p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生き生きわーくセンターの会員が、地域で活躍できる場の提供に努めます。</li> </ul>

#### (2) 地域福祉活動への参加促進

##### ① 積極的な情報発信

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・若い世代をはじめとするあらゆる世代の人が地域福祉活動へ参加する意欲が持てるよう、広報やホームページ等を活用し、情報発信に努めます。</li> </ul>
現状と課題
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報やチラシ、新聞を活用し、情報提供しています。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報やチラシ、新聞だけでなく、ホームページも活用し、積極的に参加を促していきます。</li> </ul>

② 住民が自ら元気になる取組を推進

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健診をはじめとする健康づくり事業への参加、生活習慣改善の取り組み、こころの健康づくり研修会への参加、介護予防事業への参加等により、住民一人ひとりが元気に暮らすことができる取り組みを推進します。</li> <li>・ あじがさわ元気健康ポイントラリーを健康づくり活動の動機づけにします。</li> <li>・ 自分を大切に、相手を思いやることのできる地域づくりを目指します。</li> </ul>
現状と課題
<p><b>【健康】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「お手軽元気健康チェック」は「もの忘れチェック」と合同開催することにより、利用者が増えてきています。</li> <li>・ 「運動教室」を実施していますが、参加者が固定化されており新規の参加者が少ない状況です。</li> </ul> <p><b>【地域包括支援センター、介護】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「生きがい趣味の会」、「いきいき元気水中運動教室」、「はまなす学級」、「もの忘れチェック」を実施していますが、いずれも男性の参加者が少ない状況です。</li> </ul>
今後の方向性
<p><b>【健康】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規参加者が増えるよう、広報やチラシなどを活用して積極的に事業を紹介していきます。</li> </ul> <p><b>【地域包括支援センター、介護】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会教育担当課と連携し、男性も参加しやすい事業や、高齢者にとって魅力ある口座を企画し、生涯学習の充実に取り組んでいきます。</li> </ul>

### ③ 地域福祉活動の活性化

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域で開催している、高齢者ふれあいの場、高齢者サロンのほか、集会や行事等の活動の活性化を図り、子どもや障がい者なども気軽に参加できる体制をつくります。</li> <li>・ 地域住民が主体的に行う活動を支援するため、公的財源、共同募金、ふるさと納税等を活用し財源確保のほか、社会福祉法人の社会貢献活動等の活用を検討し、官民協働の地域づくりを推進していきます。</li> <li>・ 民生委員・児童委員活動、町社会福祉協議会支部活動、保健推進委員活動、食生活改善推進員活動等、地域で活動している団体への協力や担い手として活動できる人材の確保に努めます。</li> </ul>
現状と課題
<p><b>【介護】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者ふれあいの場は、令和元年度は6地区、令和2年度及び3年度には各1地区が加わり、現在は18地区で開設されていますが、新型コロナウイルス感染症の影響で思うような活動ができていません。</li> <li>・ 財源は、公的財源のほか、町社会福祉協議会で得た各種募金を活用しています。</li> </ul> <p><b>【福祉】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生委員・児童委員が、積極的に地域福祉活動に取り組めるよう促しています。</li> <li>・ 町社会福祉協議会と連携し、町社会福祉協議会の下部組織である町社会福祉協議会支部活動や町内会及び町内会連合組織を対象に意見交換会や座談会を開催し、地域活動へ参加できるよう環境を提供しています。</li> <li>・ 町社会福祉協議会と連携・協力して募金活動を行い、財源確保に努めます。</li> </ul>
今後の方向性
<p><b>【介護、包括支援センター】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者の閉じこもりや孤立の防止と、介護予防、健康・生きがいづくりにつなげていくため、参加者同士の支え合い・見守りの拠点として社会福祉協議会や各種団体と協力・連携し令和5年度には開設数23か所、利用者数300名を目標に、開設・参加者数の増に努めていきます。</li> </ul> <p><b>【福祉】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種団体の高齢化が進み、若年層の協力が少ないことから担い手が不足しているため、人材の確保に努めていきます。</li> <li>・ 社会福祉法人や各種団体と協力・連携し、地域づくりを継続することで誰もが参加できる環境づくりを進めます。</li> </ul>

### (3) 地域福祉活動への多様な主体の参画

#### ① 地域の各団体の活性化

取組内容
・町内会、老人クラブ、商工会等の活動の活性化と地域福祉活動への参画を促し、ネットワークづくりを進めます。
現状と課題
【福祉】 ・地域福祉活動への理解と参画を促したことで、個々のつながりは形成されています。
今後の方向性
【福祉】 ・個々のつながりを維持しつつ、ネットワークづくりを推進していきます。

#### ② 地域福祉活動の担い手づくり

取組内容
・企業や団体における社会貢献活動や地域福祉に関する取組を周知することで、地域にある様々な主体が新たな担い手として地域福祉活動へ参画できるよう促します。
現状と課題
【福祉】 ・「見守りネットワーク協議会」を強化するため、地域にある企業や団体、ライフライン事業者を対象に研修会を開催し、見守りをはじめとするボランティア活動を促しています。
今後の方向性
【福祉】 ・担い手を増やすため、地域福祉活動への参画を促進し、「見守りネットワーク協議会」の充実を図ります。

### (4) 住民が主体的に地域課題に取り組むことができる体制づくり

#### ① 住民が地域課題を話し合う場の確保

取組内容
・地域の人々が抱える問題や課題を提示することで自分たちの身近な問題として捉え、その問題や課題を解決するために“自分たちができること”を話し合う場の確保に努めます。
現状と課題
【福祉】 ・地域住民を対象に意見交換会や懇談会を開催し、地域課題について話し合う機会を設けています。 ・意見交換会や懇談会には、町や町社会福祉協議会の専門職員が参加し、アドバイスや提言をしています。
今後の方向性
【福祉】 ・地域が抱える課題を自発的かつ積極的に解決できるような体制づくりを進めていきます。

② 問題を抱える人を地域で支える体制づくり 【重層的支援体制整備事業】

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複雑で対応が難しい問題を抱えている人（8050問題、ダブルケア等）や、制度の狭間にある課題を抱えている人（ごみ屋敷、ひきこもり、サービス利用拒否等）等、相談に行くことができない人や自ら支援を求めることができない人を早期に発見するための見守り体制の強化を図ります。</li> <li>・ 地域住民が、支援が必要な人に気づいたときに相談できるよう窓口の周知に努めます。</li> </ul>
現状と課題
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉ニーズが多様化・複雑化している中、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に作り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、環境と体制の整備に取り組んでいます。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生委員・児童委員、町社会福祉協議会協力員等と連携し、課題を抱える住民へ様々な支援ができるよう事業の推進に努めていきます。</li> </ul>

※8050問題…80代の高齢の親と50代のひきこもりの子どもの世帯。

※ダブルケア…親の介護と子育てなどに同時に直面すること。

③ 生活支援コーディネーターによる支援

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活支援コーディネーターが地域に出向き、住民のニーズや地域活動の課題を把握し、解決に向けた働きかけを行います。</li> </ul>
現状と課題
<p>【介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者集いの場へ生活支援コーディネーターが出向き、参加者から相談や要望を聞き取り、地域包括支援センターへ報告、助言しています。また、他の市町村の集いの場との交流会の企画や地域活動の課題に取り組んでいます。</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、活動を自粛している集いの場の支援や集いの場が設置されていない地区に対する支援体制が課題となっています。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふれあいの場の継続支援及び、未設置地区への開設支援を図ります。</li> </ul>

## 2 地域における見守り活動の充実

「あいさつ」や「声かけ」など気軽にできる顔の見える関係づくりを進め、少しの見守り活動の積み重ねから育まれる、助け合い、支え合う思いを地域づくりに反映できるよう努めます。

また、関係機関と連携し、子どもや高齢者、障がい者等に対する見守りネットワーク体制の構築に取り組みます。

### (1) 声かけから始める見守り活動の推進

#### ① 子どもの見守り体制の強化

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちが積極的にあいさつすることができる環境をつくれます。</li> <li>・地域住民や関係機関が一体となり、子どもの見守りや声かけ、小学生の下校時の見守り運動を行います。</li> <li>・通学路等の環境整備に努め、安全対策への取組を強化します。</li> </ul>
現状と課題
<p>【子ども・子育て：保育所・認定こども園】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路担当部署、施設管理者、警察署等関係機関と連携して保育所・認定こども園の安全点検を実施し、危険箇所を修繕しています。</li> </ul> <p>【社会教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ・スクールの取組の一つとして、地域の各種団体と連携して、小学生の登下校時の見守り活動を行っています。</li> </ul> <p>【学校教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校の学校方針において、基本的な生活習慣の定着の一環としてあいさつ運動に取り組み、思いやり助け合う心の育成を図っています。</li> <li>・道路管理者、警察、各小学校、町教育委員会が連携して、隔年で徒歩通学路エリアの危険と思われる箇所の確認とその対策を検討・協議し、改善を図っています。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【子ども・子育て：保育所・認定こども園】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、道路担当部署、施設管理者、警察署等関係機関と連携して保育所・認定こども園の安全点検を実施し、危険箇所を修繕していきます。</li> </ul> <p>【社会教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生の登下校時の見守り活動を継続するとともに、参加団体の拡充に努めます。また、通学路等の環境整備や安全対策について検討します。</li> </ul> <p>【学校教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校と教育委員会などが連携して、町内どこでもあいさつができる子、地域住民と声を掛け合える子の推進に努めます。</li> <li>・危険箇所における改善が難しい箇所は、社会教育課と連携して見守り活動を充実させ、地危の安全確保に努めます。</li> </ul>



## ② 高齢者等の見守り体制の強化

取組内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 認知症高齢者を地域で支えるため、「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症に関する正しい知識の普及に努めます。</li><li>・ 認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりとともに、行方不明になった際に、早期発見・保護できるよう、広域の見守りネットワークにおける体制づくりについて整備していきます。</li></ul>
現状と課題
<p>【地域包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 企業や団体、地域住民、介護事業所を対象に「認知症サポーター養成講座」を開催しています。</li><li>・ 地域ケア推進会議で、認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりとともに、行方不明になった際に早期発見・保護できるよう見守り体制について検討しています。</li></ul>
今後の方向性
<p>【地域包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 認知症高齢者に対する登録型の見守り体制を整備し、地域住民や関係機関に周知します。</li></ul>

### ③ 地域の見守り体制の強化

取組内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者や障がい者等が地域で安心して生活できるよう、日頃から、地域で見守る環境づくりを行います。</li><li>・災害時に支援が必要な人を把握し、地域の見守りについて話し合う機会の確保に努めます。</li></ul>
現状と課題
<p>【地域包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・見守り活動を行う中で、高齢者の異変に気づいた方からの相談に対応しています。</li></ul> <p>【防災】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・避難行動要支援者名簿登録を行っているが、登録をしていない人がいることや個人情報の観点から情報共有ができていない現状があります。</li></ul> <p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・障がい者等に関する相談に応じています。</li><li>・見守り体制を強化するため、舞戸地区をモデルに「見守りと防災」をテーマに地域座談会を開催しました。</li></ul>
今後の方向性
<p>【地域包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域の方々による見守り、高齢者の異変に気付いた方からの相談に対応していきます。</li></ul> <p>【防災】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・災害時に配慮が必要となる人については、個人情報の保護に留意しながら、町の関係部局及び民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団等に情報提供し避難支援に努めます。</li><li>・障害のある人や外国人に対する災害時の情報や防災関連情報等の情報提供の確立に努めます。</li></ul> <p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・わずかな変化に気づくことができる体制づくりに努め、日頃の見守りで自分たちができることを話し合う機会をつくります。</li></ul>

## (2) 見守り・見守られる関係と体制づくり

### ① 見守りサービスの周知：福祉安心電話

取組内容
・一人暮らし高齢者に対して、体調急変時など緊急時の通報に24時間体制で迅速に対応できる「福祉安心電話」の周知、活用を進めます。
現状と課題
【福祉】 ・通報は、県社会福祉協議会や町社会福祉協議会につながり、協力員による見守り活動を実施しています。 ・町社会福祉協議会では設置者の自宅に訪問し、生活アセスメントを実施しています。また、月1回は連絡するよう促し、安否確認を行っています。 ・協力員の高齢化が進むとともに、新たな担い手が不足しています。
今後の方向性
【福祉】 ・緊急時の安全と精神的な不安を解消するため、地域住民とのネットワークを活かしながら支援していきます。 ・協力員の高齢化が進んでいるため、担い手不足を解消していきます。

### ① 見守りサービスの周知：救急医療情報キット

取組内容
・緊急時に迅速に救急活動が行えるよう、氏名、持病、かかりつけ医、緊急連絡先などの情報を記入して保管する「救急医療情報キット」の普及を図ります。
現状と課題
【福祉】 ・要望があった方に配布していますが、施設入所した人や亡くなった人も多く、登録者は減少しています。 ・キットは、冷蔵庫に保管するものですが、冷蔵庫に入れることを嫌がる人もいるため、冷蔵庫以外の保管場所を検討する必要があります。
今後の方向性
【福祉】 ・広報のほか、様々な機会を通して普及啓発を図ります。

① 見守りサービスの周知：ヘルプマーク

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいや疾患がある人、妊娠初期の人など外見では分からなくても配慮を必要としている人が発信や支援を受けやすくなるよう「ヘルプマーク」の普及啓発を図ります。</li> </ul>
現状と課題
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシを活用し、周知していますが、認知度は低い状況です。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシのほか、集会やイベント等の機会を利用し「ヘルプマーク」の普及啓発に努めます。</li> </ul>

① 見守りサービスの周知：配食サービス

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・低栄養の予防と栄養改善を目的とした配食のほか、一人暮らしの高齢者・高齢者世帯に対する見守りも含めた配食サービスを実施します。</li> </ul>
現状と課題
<p>【介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活機能の低下等で自ら調理をすることが困難で、家族から食事の援助が受けられない高齢者が増えています。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援が必要な高齢者が利用しやすいよう、サービス内容の充実とPRを図っていきます。</li> </ul>

## ② 見守られる側の意識の啓発

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守り、見守られる関係を築くためには、人とのつながりが大切です。地域での交流の機会を増やし、見守るだけでなく、「見守られ上手」を増やす取り組みを行います。</li> </ul>
現状と課題
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見守りを拒否する住民が多いことから、見守る側の困難さが浮き彫りとなっています。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃から、近所付き合いや親類との良好な関係を大切に、「見守る側」を体験することで、困りごとがあったときは、町社会福祉協議会や民生委員・児童委員等に相談できるよう「見守られ上手」への意識づくりを進めます。</li> </ul>

## ③ 見守る側の負担を軽減する体制の強化

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員等の見守りを担う側が、課題や悩みを話し合う場をつくることで、見守る側の負担を軽減する体制をつくります。</li> </ul>
現状と課題
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定例会や研修会、集会等を開催し意見交換や自己啓発に努めています。</li> <li>・現在は、新型コロナウイルス感染症の影響で思うような活動ができていません。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題や問題を一人で抱え込まず協力して対応できるよう、情報共有や意見交換の場を提供します。</li> </ul>

### (3) 見守りネットワーク体制の構築

#### ① 子ども・高齢者・障がい者虐待、DV等を防止する見守り体制の強化

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・高齢者・障がい者虐待、DV等を防止するための見守り体制を強化し、早期発見ができる体制を構築します。</li> <li>・虐待を防止するための普及啓発を図ります。</li> </ul>
現状と課題
<p>【子ども・子育て、地域包括支援センター、福祉、教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携した見守り体制を整備しています。</li> <li>・虐待に関する正しい知識の普及を図り、虐待防止と早期発見に努めています。</li> </ul> <p>【学校教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校 PTA が中心となり警察と連携しながら、地域にあるお店などの協力を得て、110番の家への登録を依頼しています。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【子ども・子育て、地域包括支援センター、福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携し、虐待の早期発見に努めます。</li> </ul> <p>【学校教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校 PTA と警察に町内会等の地域全体も連携させて、いざという時に相談できる居場所の確保に努めます。</li> </ul>

#### ② 重層的な見守り体制の構築

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員、地域住民、見守り協定を締結している郵便局や生活協同組合、電気・ガス・水道などのライフライン事業者、新聞配達員、スーパーや商店等事業者と連携、協力し、重層的な見守りができる体制づくりを進めます。</li> </ul>
現状と課題
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域の様々な受け止め・地域づくり事業」の中で、舞戸地区をモデル地区とし、町内会、民生委員、ライフライン事業者、警察等を対象に、地域共生社会の実現に向けた研修会を開催し、町の状況の共有と意識の醸成を図っています。</li> <li>・関係機関からの情報提供により、支援につながるケースが増えています。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域にある企業や団体、ライフライン事業者等と連携しネットワークを強化していきます。</li> </ul>

### 3 災害時等における要援護者支援の充実

災害時に高齢者や障がい者などの要援護者への対応を迅速かつ的確に行うためには、地域で日頃から、要援護者の情報を適切に把握しておくことが必要です。災害発生時に備えて、要援護者台帳やマップを整備し、関係機関と共有します。

また、地域住民自身による「自助」、地域コミュニティにおける「互助」による重層的な助け合いの体制づくりと災害に強い福祉のまちづくりを推進します。

#### (1) 災害時に備えた地域におけるつながりづくり

##### ① 防災意識の向上

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災に関する講演会等を開催し、子どもの頃からの防災意識の向上と助け合いの意識づけを行います。</li> <li>・ 災害から命を守るために、「自分の命は自分で守る」意識づけを行います。</li> <li>・ 災害が発生したときに備え、連絡方法や避難場所について家庭や地域で対策に取り組めるよう支援します。</li> </ul>
現状と課題
<p>【防災】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小・中学校で防災教育や防災講演会を実施し、防災に対する意識の醸成を行っています。</li> <li>・ 地域住民向けの防災講演会の実施、町内会へ出前講座を開催し、防災に関する情報を伝え、防災意識の向上に努めているほか、ハザードマップの活用についても進めています。</li> <li>・ 福祉サイドと連携した研修会（地域懇談会を含む）を開催しています。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【防災】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者がすみやかに避難できるよう、地域における自助・互助を基本とした避難行動要支援者の支援体制の整備に努めます。</li> <li>・ 災害時に受け入れる福祉避難所の運営体制の確立に努めます。</li> </ul> <p>【学校教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災教室で得た知識と定期的に実施している学校の避難訓練を基に、災害時の児童生徒と地域との連携強化学習に努めます。</li> </ul> <p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災担当課や町社会福祉協議会と連携し、防災に対する意識の醸成に努めていきます。</li> </ul>

## ② 地域一体となった防災活動を推進

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織結成を働きかけるとともに、防災訓練や研修会等を通じた自主防災組織の育成・強化等を推進し、地域の防災力の向上を目指します。</li> </ul>
現状と課題
<p>【防災】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化により、組織の弱体化が進んでいるため、自主防災組織を再構築する必要があります。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【防災】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の必要性について理解啓発を進めるとともに、防災訓練や講習会を実施する。</li> </ul> <p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織と連携し、支援が必要な住民への対応を検討していきます。</li> </ul>

## (2) 災害時における要援護者への支援

### ① 要援護者支援の充実

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者支援制度について広報、周知し、要援護者名簿を整理します。</li> <li>・登録者の個別の避難計画を作成し、町内会、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員、近隣の方など地域が連携し、迅速に避難できる地域ぐるみの支援体制の充実に努めます。</li> <li>・要援護者の受け入れ先となる福祉避難所の開設や避難所で必要な支援について検討し、災害時における対応の強化を図ります。</li> </ul>
現状と課題
<p>【福祉班】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要援護者台帳を整理し、個別支援計画を作成する必要があります。</li> <li>・支援体制については、地域の見守り機能の充実と強化を図っています。</li> <li>・福祉避難所は5か所あり、支援に関わる必要物資等、防災担当課と協議しながら対応しています。</li> </ul> <p>【地域包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援事業所と協力、連携し、要介護3以上の高齢者の名簿を整備し、希望者は、要援護者台帳に登録しています。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護認定を受けている高齢者以外の要援護者リストを整理し、個別支援計画を作成します。</li> <li>・関係機関で協議しながら、迅速な対応ができるよう支援体制の構築に努めます。</li> </ul>



## 1 保健・福祉・介護に関する支援の充実

人生100年時代と言われるようになり、健康寿命の延伸が大きな課題となっています。子どもから高齢者まで、いつまでも元気にいきいきと過ごせるよう住民と行政が一体となって取り組みます。

また、住み慣れた地域でいつまでも安心して過ごせるよう、保健・福祉・介護に関する支援の充実を図ります。

### (1) 高齢者に関する支援の充実

#### ① 生きがいづくりの支援

取組内容
・老人クラブやスポーツ団体、文化団体等の活動の活性化を図り、生きがいづくりを推進します。
現状と課題
【福祉】 ・単位老人クラブの加入者が少なく、会員数は減少しています。解散せざるを得ない単位老人クラブが増えています。
今後の方向性
【福祉】 ・補助金を活用し、老人クラブ活動の支援を継続します。 ・町社会福祉協議会及び社会教育担当課と連携した取り組みを検討します。

## ② 交流の場づくりの支援

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な場所で気軽に集える「高齢者ふれあいの場」づくりに取り組み、生きがいづくりや健康づくり活動を推進します。</li> <li>・認知症の人とその家族が気軽に参加できる「認知症カフェ」を充実します。</li> <li>・介護をしている家族を対象に、参加者同士の交流や心身のリフレッシュを図る「家族介護者の集い」を開催します。</li> </ul>
現状と課題
<p>【介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「高齢者ふれあいの場」の立ち上げ支援、活動の継続支援を実施しています。</li> </ul> <p>【地域包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回、「認知症カフェ」を開催しており、徐々に参加者は増加しています。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開設する個人や団体に対して、開設準備金や運営助成金を支援します。</li> </ul> <p>【地域包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「認知症カフェ」の開催を継続するとともに、「出前カフェ」の開催を検討します。</li> </ul>

## ③ 介護予防活動の充実

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・趣味活動や学習会、運動教室等を通して介護予防に取り組み、介護サービスを必要としない元気な高齢者が増えるよう取り組みを強化します。</li> </ul>
現状と課題
<p>【地域包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生きがい趣味の会」、「いきいき元気水中運動教室」、「もの忘れチェック」等の事業を実施しています。男性の参加者を増やす必要があります。</li> </ul> <p>【社会教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「はまなす学級」を開催していますが、参加者の固定、男性の申し込みが少ないといった状況にあります。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【地域包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育課と連携して、男性も参加しやすい事業内容を企画していきます。</li> </ul> <p>【社会教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者ふれあいの場を活用し地域に出向き、学びの場を提供する「出張はまなす学級」を開催します。</li> </ul>

#### ④ 介護サービスの充実

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護が必要な人に、適切な介護サービスを提供できるようサービスの充実を図ります。</li> <li>・ 軽度の人には、介護予防・日常生活支援総合事業による多様なサービスや生活支援サービスを創設し、対象者の状況に合わせたサービスが提供できる体制をつくります。</li> <li>・ 一人暮らしや重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で、人生の最期まで自分らしく安心して暮らせるよう、医療と介護の連携を進めます。</li> </ul>
現状と課題
<p>【地域包括支援センター、介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防・日常生活支援総合事業は、現行相当サービスのみ実施しています。</li> <li>・ 医療と介護の連携については、「入退院ルール」の利用促進や関係機関の関係者を対象に研修会を実施しています。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【地域包括支援センター、介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療と介護の連携ツール（ICTの活用）を取り入れることを検討します。</li> </ul>

#### (2) 障がい者・障がい児に関する支援の充実

##### ① 障がい者・障がい児を支える地域づくり

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域や施設で生活する障がい者（身体障がい、知的障がい、精神障がい）や難病を抱える人が安心して生活できるよう、障がい福祉に関する支援の充実を図ります。</li> <li>・ 障がい者の自立と社会参加のため、就労支援、地域活動への参加を進めます。</li> <li>・ 子どもの頃からの学習機会を通じて、地域住民の障がいに対する理解を促進します。</li> <li>・ サービスや支援を受けず、地域で孤立している障がい者を地域で支える体制をつくります。</li> <li>・ 障がいのある人もない人も、地域でともに暮らすことができる福祉のまちづくりを目指します。</li> </ul>
現状と課題
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関と連携・協力しながら、障がい者の様々な困りごとに対応し、必要なサービスを利用できるように支援していますが、地域で孤立している障がい者への支援は、進んでいない状況にあります。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がいのある人の自立した生活や社会生活を支援するため、相談体制の充実を図ります。</li> <li>・ 子どもの頃から障がいに対する理解を深めるため、学習機会や交流の場の充実と創出を図り、誰もが地域で暮らしやすい環境づくりを進めます。</li> </ul>

## ② 障がい福祉サービスの充実

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、町内に利用できる事業所を増やす働きかけを行います。</li> <li>・ 町内、町外に関わらず、適切な支援を受けることができるよう努めます。</li> </ul>
現状と課題
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内には、地域活動支援センターと就労継続支援事業所の2か所の事業所があります。</li> <li>・ 就労継続支援事業所が開設したことで、サービスの選択肢が増えています。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内外の事業所と連携しながら、必要なサービスへつながるよう支援を継続していきます。</li> </ul>

## ③ 楽しみや交流の場の提供

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者団体への支援、障害者スポーツ大会、地域ふれあい交流事業等により、障がい者の楽しみや生きがいづくり、地域との交流機会の確保に努めます。</li> </ul>
現状と課題
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の影響で、各団体の活動や行事が中止となっています。</li> <li>・ コロナ禍での活動や交流の機会の確保について、検討する必要があります。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者団体への支援を継続します。</li> <li>・ 町社会福祉協議会と連携し、地域との交流機会の充実を図ります。</li> </ul>

#### ④ 障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行、共生型サービスの創設

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい福祉サービスから介護保険サービスへ円滑に移行できるよう、関係機関と連携を図り、支援します。</li> <li>・共生型サービスを導入する事業所に対して、支援を行います。</li> </ul>
現状と課題
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者本人の状態や利用しているサービスを総合的に勘案し、関係機関と連携しながら、介護保険サービスへスムーズに移行できるよう支援しています。</li> <li>・現在、共生型サービスの指定を受けている事業所はありません。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携しながら、利用者に合わせた支援を行っていきます。</li> </ul>

※共生型サービス…介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供することができるよう、新たに創設されたサービスで、この制度の導入により、介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の指定を受けやすくなりました。

### (3) 子ども・子育てに関する支援の充実

#### ① 妊娠・出産・乳幼児に関する支援の充実

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心して子どもを産み、育てられるよう保健師と助産師、産科医療機関が連携し、訪問ケアをメインとした切れ目のない支援を充実させます。</li> </ul>
現状と課題
<p>【子ども・子育て】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助産師（母子支援センター）による訪問をメインとした専門的ケアや相談支援等を実施しています。</li> </ul> <p>【保健】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助産師や保健師による訪問指導、乳幼児健診、電話相談等を実施しています。</li> <li>・子育てに不安がある保護者の相談や、他の相談機関へつなぎ、連携して対応することが増えています。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【子ども・子育て】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦のニーズに対応したケアができる体制を構築していくとともに、他事業との複合的な事業を展開します。</li> <li>・「子ども家庭総合支援拠点」に子ども家庭支援員（保育士）を配置し、相談支援体制を整備します。</li> </ul> <p>【保健】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師、助産師、教職員、相談員等の専門職が連携を強化し、健やかに安心して生活を送れるよう支援します。</li> </ul>

## ② 子育て支援の充実

取組内容
・ 多様化する子育てニーズに対応する事業の展開と子育てしやすい生活環境を整備します。
現状と課題
【子ども・子育て】 ・ 「乳児すこやか支援事業」として、乳児用おむつを支給しています。 ・ 定期訪問することで、乳児訪問拒否や乳児健診未受診を防ぎ、産後のうつや児童虐待等の予防や早期発見に努めています。 ・ 生産年齢人口の減少により、出生数は減少しています。
今後の方向性
【子ども・子育て】 ・ 「乳児すこやか支援事業」、「ベビー用品リユース事業」、「病後児保育事業」、「ママサポート事業」等、様々な事業を複合的に展開し、子育て家庭への切れ目のない支援を継続します。 ・ 「ベビー用品リユース事業」のリユース品（チャイルドシート等）を充実させます。

### ③ 保育、相談、交流の場の提供

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者の就労形態・家族形態の多様化に対応するため、保護者のニーズに柔軟に対応できる保育サービスの展開に努めます。</li> <li>・ 放課後児童クラブ（放課後ルーム）の充実に努めます。</li> <li>・ 「地域子育て支援拠点事業」として、子育ての不安解消と親同士が交流を持てる場、孤立を防止する場を確保します。</li> <li>・ 子育てについての相談支援を充実させます。</li> </ul>
現状と課題
<p>【子ども・子育て】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時保育や祝日・延長保育など保護者のニーズに柔軟に対応できる保育所等の確保に努めています。</li> <li>・ 放課後児童クラブ（放課後ルーム）は、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、児童の健全な育成に努めています。</li> <li>・ 母子支援センターにおいて、相談支援事業の充実に努めています。</li> </ul> <p>【社会教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育てサポートセンターでは、子育てに関する不安解消の相談ほか、親同士の交流の場を確保しています。</li> </ul> <p>【学校教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校及びこども園・保育園と教育委員会が連携し、児童生徒の就学等の適否について町教育支援委員会を設置して対応しています。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【子ども・子育て】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「地域子育て支援拠点事業」については、民間への委託方式で実施することを検討します。</li> </ul> <p>【社会教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育てサポートセンターを、安心して利用できる体制の整備と事業内容の充実に努めます。</li> </ul> <p>【学校教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまで以上に関係機関との情報共有に努め、より適切な就学に関する支援体制の強化に努めます。</li> </ul>

#### ④ 特別な支援が必要な子どもへの支援

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・言葉・情緒・身体発達等に支援が必要な子どもに対して、相談や支援が受けられる体制を強化します。</li> <li>・障がいを持つ子どもや疑いのある子どもも保育所等に通えるよう受け入れる体制を整え、支援が必要な子どもやその保護者に寄り添えるよう障がい児保育事業を充実させます。</li> <li>・特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対し、一人ひとりに合わせた適切な就学支援ができる体制づくりに努めます。</li> <li>・保護者の不安やストレスの軽減を図るため、当事者グループの活動を支援します。</li> <li>・児童虐待等のケースに対応する「要保護児童対策地域協議会」の取組を強化します。</li> </ul>
現状と課題
<p><b>【保健】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援が必要な子どもに対して、乳幼児健診時や保健師や専門の相談員による保育所等の訪問を行い、相談支援を実施しています。</li> <li>・特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して、教育支援委員会と関係部署・関係機関が連携し、対応しています。</li> <li>・当事者グループ（手をつなぐ親と子の会「にじいろのたね」）の活動を支援しています。</li> <li>・「要保護児童対策地域協議会」で、経済的支援が必要な家庭や児童虐待、DV等で支援が必要なケースについて協議し、対応等を検討しています。</li> </ul> <p><b>【学校教育】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校及びこども園・保育園、福祉関係部署と連携して、町教育支援委員会を設置し、特別な支援を要する児童生徒の適切な就学支援に努めています。</li> <li>・町教育支援委員会と情報共有し、通常学級においても支援を必要とする児童生徒への対策強化を図るため、町特別支援教育支援員を各学校に配置し対応しています。</li> <li>・何らかの要因により登校できない児童生徒及びその保護者に対して、教育相談及び学校復帰支援を目的とした町教育支援センターを設置し対応しています。</li> </ul>
今後の方向性
<p><b>【子ども家庭・健康推進・福祉】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育ての悩みや不安のある保護者が相談できる体制を整え、関係機関との連携を強化します。</li> <li>・児童虐待、DV等で支援が必要なケースの情報があった時は、直ちに「要保護児童対策地域協議会」を開催し、関係機関と協議し、対応等を検討します。</li> </ul> <p><b>【学校教育】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な支援を必要とする児童生徒の増加に伴い、町特別支援教育支援員の増員と関係部署との情報共有の強化に努めます。</li> </ul>



#### (4) 人にやさしい支援の充実

##### ① 買い物・外出支援の充実

取組内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・コミュニティバス（あじバス）等を利用して、買い物等の外出機会を増やし、楽しみや生きがいづくりにつながるよう支援します。</li><li>・要介護者・障がい者等を対象に通院等の送迎を行う有償移送サービス等により移動支援の充実を図ります。</li></ul>
現状と課題
<p>【介護・福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・町内には、介護タクシー事業所が1か所あります。</li><li>・有償移送サービスは、収益を得にくく、車両の維持や有資格者の確保が困難な状況にあるため、移動困難者などが安全に安心して移動できる体制を構築する必要があります。</li></ul>
今後の方向性
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「見守りネットワーク協議会」で、買い物弱者への対応と対策について協議を進めます。</li></ul>

##### ② ユニバーサルデザイン化の推進

取組内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・すべての人にとってやさしい地域になるよう施設等を整備し、ユニバーサルデザイン化を推進します。</li><li>・すべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を推進します。</li><li>・すべての人が、必要なときに必要な情報が得られるよう「情報のバリアフリー」を推進します。</li></ul>
現状と課題
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・新庁舎だけでなく、その他の施設についてもユニバーサルデザイン化を進めていく必要があります。</li></ul>
今後の方向性
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・施設等の整備と合わせて、障がいのある人への社会的障壁を取り除くための取組を行います。</li><li>・情報提供を行う際は、誰にとっても読みやすく、わかりやすいものとなるよう努めます。</li></ul>

### ③ SOSに気づき対応できる体制づくり

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分や周りの人を大切に思う教育の推進といじめを許さない意識の醸成に努めます。</li> <li>・子どもがSOSを出せるよう「いのちを大切に作る教育」を推進し、教職員や保護者がSOSに気づけるような取組を実施します。</li> <li>・「こころの健康づくり研修会」等を開催し、自殺予防に関する理解促進に努めます。</li> <li>・自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができるゲートキーパーを養成します。</li> </ul>
現状と課題
<p>【健康推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺予防の啓蒙普及として、「こころの健康づくり研修会」、小学生を対象とした「SOSの出し方」に関する健康教育に取り組んでいます。</li> <li>・若年者の自殺予防のため、成人式にリーフレットを配布しています。</li> <li>・こころの相談の窓口として保健師による電話相談を行い、必要に応じて福祉部署と連携し対応しています。</li> </ul> <p>【学校教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校にスクールカウンセラーを配置、または必要に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣して、児童生徒へのカウンセリング、教職員や保護者への助言・指導を行っています。</li> <li>・各学校で定期的な調査実施により、いじめの早期発見に努めているほか、重大事態が発生した場合は町いじめ防止等対策審議会を設置して再発防止に努めています。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【健康推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺者を出さないように、自殺の危険を示すサインに気づき、声かけや見守り、専門職になが役割を担う人材を育成します。</li> <li>・自殺予防や心の健康づくりに関する普及啓発に取り組めます。</li> </ul> <p>【学校教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ発生を未然に防ぐ目的で、学校や関係機関との情報交換及び連携強化を図るために町いじめ問題対策連絡協議会の設置も検討します。</li> </ul>

#### ④ 犯罪者、犯罪被害者への支援

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援を必要とする犯罪者等に対して、社会からの孤立を防ぎ、社会復帰に向けて必要なサービスを受けることができるよう施策の充実を図ります。</li> <li>・ 犯罪の被害者に対し、受けた被害を回復・軽減し、再び平穏な生活を送ることができるよう、相談窓口（総務課防災班）を周知するとともに、支援体制の構築に取り組みます。</li> </ul>
現状と課題
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪者に対する支援については、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、人権擁護委員、保護司等が連携し、必要な支援につなげています。</li> </ul> <p>【防災】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪被害者については、警察と情報共有し、意見交換しながら対応しています。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重層的支援体制整備事業として、関係機関との連携を強化し、対応します。</li> </ul> <p>【防災】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報等を活用して、相談窓口の周知を図ります。また、これまで通り警察と情報共有して対応していきます。</li> </ul>

#### ⑤ 消費者被害の防止

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者被害を未然に防ぐため、身近な消費生活相談窓口の周知を図るとともに、被害に遭わないよう注意喚起や啓発を行います。</li> </ul>
現状と課題
<p>【総合窓口課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者の被害が多いことから、民生委員児童委員及び町社会福祉協議会、福祉担当課と連携し、チラシやグッズを活用して消費者被害の未然防止を図っています。</li> <li>・ イベントなど地域住民が集まる場を活用し、警察署職員による講話等を実施しています。</li> </ul> <p>【福祉、包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種団体や地域と連携し、未然防止に努めています。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【総合窓口課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々な機会を通して、関係機関等と連携し消費者被害を未然に防ぐための啓発を行います。</li> <li>・ 五所川原市消費生活センターや警察署等の関係機関と連携し、被害者の支援を行います。</li> </ul> <p>【福祉、包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各方面と連携し、被害の未然防止に努めます。</li> </ul>

(5) 社会資源の活用・開発

① 社会資源の活用・開発

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住み慣れた地域で、人生の最期まで自分らしく安心して暮らせるよう「地域包括ケアシステム」の構築を進めるとともに、地域の社会資源を整理し、活用します。</li> <li>・ 地域課題の把握・解決に取り組み、あらゆる機会を通して社会資源の利用・開発に向けた取組を進めます。</li> </ul>
現状と課題
<p>【地域包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「在宅医療・介護マップ」や「認知症支え合いガイド」等の冊子を作成し、配布しています。</li> </ul> <p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町社会福祉協議会が行っている、「生き生き菜園」を利用し、世代間交流を実施しています。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【地域包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「在宅医療・介護マップ」、「認知症支え合いガイド」は、毎年度、加除修正を行い、窓口等で配布します。</li> </ul> <p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町社会福祉協議会と連携し、既存の社会資源を活用した世代間交流等事業を進めるとともに、新たな社会資源の創出を検討していきます。</li> </ul>

② 居住や就労に関する資源開発

【重層的支援体制整備事業】

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活困窮者、高齢者、障がい者、ひとり親、犯罪者及び犯罪被害者等、多種多様な課題を抱えている人が居住する場や就労の場を確保するために、分野横断的な支援体制を構築します。</li> <li>・ 町営住宅や空き家、商工、農林水産、まちおこしを担当する部署との連携を図り、社会資源の活用・開発に取り組みます。</li> </ul>
現状と課題
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町社会福祉協議会と連携し、高齢者や就労準備等が必要な人や引きこもりがちな人を対象に「生き生きわーくセンター」を創設しています。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重層的支援体制整備事業として、関係機関と連携して支援していくとともに、社会資源の確保と創出に取り組んでいきます。</li> </ul>

## 2 相談支援体制の充実

高齢者、障がい者、子どもを対象にした各分野での相談支援体制の強化と複合的な課題を抱えた人への相談支援体制の整備が必要となっています。複数分野の問題や複雑に絡む問題（就労、ニートやひきこもり、生活困窮や多重債務等）を抱える人に対し、寄り添いながら自立に向けた包括的な支援ができる相談支援体制の構築を目指します。

また、相談支援体制を支える人材（専門職）のスキルアップ、福祉人材の育成・確保に取り組めます。

### (1) 高齢者・障がい者・子ども等に対する相談支援体制の強化

#### ① 高齢者に対する相談支援体制の強化

取組内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・保健・医療・介護・福祉に関する情報を集約し、多様なニーズをもった高齢者の相談に総合的に対応できるよう、地域包括支援センターの機能強化を図ります。</li><li>・個別事例検討を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援や地域のネットワーク構築等を目的とした「地域ケア個別会議」を充実させ、個別会議で把握した地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけていく「地域ケア推進会議」を実施します。</li></ul>
現状と課題
【地域包括支援センター】 <ul style="list-style-type: none"><li>・「地域ケア個別会議」の開催により、個別事例の課題分析を積み重ね、地域に共通した課題を明確にし、「地域ケア推進会議」において、地域課題の協議・検討を行っています。</li></ul>
今後の方向性
【地域包括支援センター】 <ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者が安心して相談できる総合相談窓口として、相談支援の充実を図っていきます。</li></ul>

## ② 障がい者・障がい児に対する相談支援体制の強化

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業所が担う基本相談支援を基盤とした「計画相談支援」、市町村が担う「一般的な相談支援」、基幹相談支援センターや地域自立支援協議会が担う「地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発」など、重層的な相談支援体制を構築します。</li> <li>・障がい福祉サービスの提供機関が広域に渡っている現状から、つがる西北五圏域に「基幹相談支援センター」の設置を検討し、広くフォローできる体制づくりを進めます。</li> </ul>
現状と課題
<p><b>【福祉】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人の自立した生活や社会生活を支援するため、相談支援事業所等と連携し、相談体制の充実を図っています。</li> <li>・「基幹相談支援センター」は、圏域での設置を目指し、先進地視察や研修会等を実施しています。</li> </ul>
今後の方向性
<p><b>【福祉】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域内の関係機関との連携や支援体制を強化し、障がい者・障がい児、また、その家族に対する支援を継続します。</li> <li>・「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」を設置し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ります。</li> <li>・「基幹相談支援センター」は、関係自治体で協議を継続し、早期設置を目指します。</li> </ul>

### ③ 子ども・子育てに関する相談支援体制の強化

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所や子育てサポートセンター等での相談支援の充実を図り、それぞれの機関の連携を強化します。</li> <li>・ 医療費や各種手当などの子育て支援制度に関する情報を提供し、必要なサービスを受けられるよう支援します。</li> </ul>
現状と課題
<p>【子ども家庭】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健師や母子支援センターが中心となり、相談支援を実施しています。</li> <li>・ 子どもや子育て家庭が必要な支援を受けられるよう、各種制度について情報提供しています。</li> </ul> <p>【社会教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育てに関する不安や困りごとなどの解消等の相談支援を行うとともに、広報紙等活用し情報提供をしています。</li> </ul> <p>【学校教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校及び保健師・母子支援センター等と連携して、支援を要とする児童生徒の家庭の情報共有に努めています。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【子ども家庭】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度に「子ども家庭総合支援拠点（地域のすべての子ども・家庭の相談に対応する子ども支援の専門性を持った機関）」を設置する予定です。</li> </ul> <p>【社会教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生委員児童委員と連携し、相談支援の充実を図ります。</li> </ul> <p>【学校教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関と連携し、支援を必要とする児童生徒の家庭に関する情報の共有を図っていきます。</li> </ul>

## (2) 複合的な課題を抱えた人への支援体制づくり

### ① 包括化相談支援事業の推進

【重層的支援体制整備事業】

取組内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・多様化、複雑化している福祉ニーズや制度の狭間にいる人の相談を受け付けるために開設した「あんしん相談窓口あじがさわ」を活用し、相談支援体制の充実を図ります。</li></ul>
現状と課題
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・分野を問わず包括的に相談が行えるよう、ワンストップの相談支援体制として「あんしん相談窓口あじがさわ」を開設しています。</li><li>・相談は、生活困窮や病気、障がい、権利擁護に関する相談が多く、単独で複数の課題を抱えているケースもあります。</li></ul>
今後の方向性
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・相談者が増加傾向にあるため、「重層的支援体制整備事業」で包括的な相談支援体制を充実させていきます。</li><li>・複数の課題がある場合は「多機関協働事業」へつなぎ、参加支援事業や地域づくり事業を活用し、支援していきます。</li></ul>

## (3) 生活困窮者等への支援体制づくり

### ① 自立を支援する取組の推進

【重層的支援体制整備事業】

取組内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・認知症や障がい等により判断能力に不安がある人に対して、介護や福祉サービスを利用することにより、自立した生活ができるよう「日常生活自立支援事業」の活用を進めます。</li><li>・失業や多重債務などで経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人に対して、「生活困窮者自立支援制度」の活用を進めるとともに、法テラス等の法律相談につなぎ、自立の促進を図ります。</li></ul>
現状と課題
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「多機関協働事業」の重層支援会議で、関係機関が集まり、支援方法を検討しています。</li></ul>
今後の方向性
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・令和4年度から実施する「重層的支援体制整備事業」で、就労支援や家計相談などを受けられるよう支援していきます。</li></ul>



② 子どもの貧困に対する支援

【重層的支援体制整備事業】

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭だけでなく、行政、保育所、学校等が連携し、役割分担しながら対応できる体制づくりに努めます。</li> <li>・貧困による教育環境の悪化が、貧困の世代間連鎖につながる可能性があるため、子どもを取り巻く環境の整備に取り組みます。</li> </ul>
現状と課題
<p>【子ども・子育て】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世帯の経済的負担は、子どもの成長とともに増加傾向にあります。</li> <li>・子どもに係る医療費の負担を軽減し、子どもの保健及び出生育児環境の向上を図っています。</li> <li>・中学3年生までの子どもの医療費を助成しています。</li> </ul> <p>【学校教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学児童生徒の経済的な支援の対策として、町要保護及び準要保護児童生徒就学援助を行っています。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【子ども・子育て】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世帯が安定した生活の基盤を維持することができ、家庭において豊かな愛情に包まれながら育っていけるような環境の整備に取り組みます。</li> </ul> <p>【学校教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町要保護及び準要保護児童生徒就学援助を継続していきます。</li> </ul>

(4) 相談支援体制を支える人材の育成・確保

① 相談支援を担う人材の育成と確保

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障がい者、子ども・子育て世代等、それぞれが抱える課題は、社会環境の変化から今後ますます多様化・複雑化することが推測されます。健康・医療・介護・福祉だけでなく、就労や経済面など多様化する課題に対応できる相談支援体制づくりに取り組みます。</li> <li>・福祉に関わる専門職、行政職に関しては、福祉に関する法律や制度の変化に順応し、住民のニーズに適切に対応できるよう、研修等によりスキルアップに努めます。</li> </ul>
現状と課題
<p>【福祉、介護、子ども子育て、包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの分野で、場合によっては相互に連携するなど、相談者に見合った支援を展開しています。</li> <li>・研修会等に参加することで、スキルアップに努めています。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【福祉、介護、子ども子育て、包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各分野において、積極的に研修会等へ参加し、より適切な支援ができるよう能力の向上に努めます。</li> </ul>

### 3 権利擁護支援体制の強化

高齢者を狙った詐欺や悪質な犯罪、高齢者や障がい者、子どもへの虐待、DVなどの社会問題が後を絶ちません。

高齢者や障がい者への虐待は、被害者が虐待の事実を伝えることができず、被害が潜在化する可能性があります。また、子どもへの虐待、DVは家庭内のことと捉えられ、被害が顕在化せず、深刻化するケースもあります。住民の安心安全な生活を守るためには、個人の人権を侵害する虐待の防止や早期発見、早期対応が必要であることから、高齢者や障がい者、子どもの権利を守る体制づくりを目指します。

また、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者が安心して地域で生活するためには、判断能力の程度や生活状況を踏まえた多様な支援が必要であり、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進など権利擁護支援の取組を進めます。

#### (1) 虐待防止の取組の推進

##### ① 高齢者虐待防止の取組の推進

取組内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高齢者虐待に関する通報又は届出の受理、相談、被虐待者の保護、指導等、高齢者虐待相談時の対応を整備するとともに、虐待に関する相談窓口である「地域包括支援センター」の周知に努めます。</li><li>・ 虐待の通報義務等について周知を図るとともに、民生委員・児童委員や住民、介護サービス事業所などの関係機関との連携を図り、虐待防止の強化、早期発見の体制づくりに努めます。</li></ul>
現状と課題
<p>【介護・地域包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 高齢者虐待の予防・早期発見を目的に広報等で普及啓発を行っています。</li><li>・ 「高齢者虐待対応フロー」を活用し、関係部署や関係機関と連携しながら対応しています。</li></ul>
今後の方向性
<p>【介護・地域包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 相談窓口や通報義務等の周知とともに、早期発見、早期対応に努めます。</li><li>・ 虐待を防止するための普及啓発を図ります。</li></ul>

## ② 障がい者虐待防止の取組の推進

取組内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・障がい者虐待に関する通報又は届出の受理、相談、被虐待者の保護、指導等、障がい者虐待相談時の対応を整備するとともに、虐待に関する相談窓口である「障がい者虐待防止センター」の周知に努めます。</li><li>・虐待の通報義務等について周知を図るとともに、民生委員・児童委員や住民、障がい福祉サービス事業所などの関係機関との連携を図り、虐待防止の強化、早期発見の体制づくりに努めます。</li></ul>
現状と課題
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・虐待に関する事案が発生した場合は、関係部署や関係機関と連携しながら対応しています。</li></ul>
今後の方向性
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「障がい者虐待防止センター」や障がい者虐待について周知し、虐待の防止や早期発見、早期対応に努めます。</li></ul>

### ③ 児童虐待防止の取組の推進

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの虐待に関する相談時の対応を整備するとともに、虐待に関する相談窓口の周知に努めます。</li> <li>・ 虐待の通報義務等について周知を図るとともに、児童相談所、警察署、医療機関、保育所、学校、民生委員・児童委員などの関係機関との連携を図り、虐待防止の強化、早期発見の体制づくりに努めます。</li> </ul>
現状と課題
<p>【子ども・子育て】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳幼児家庭を対象とした訪問時のおむつ支給により、要保護児童の早期発見に努めています。</li> <li>・ 要保護児童を発見した場合は、「要保護児童対策地域協議会」の個別ケース会議において関係部署、関係機関と連携し、適切に対応しています。</li> <li>・ 要支援児童等に対して、定期的に状況確認を行い、児童相談所と情報共有しながら対応しています。</li> </ul> <p>【学校教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校及び福祉部局と連携を図り、要保護児童対策協議会において意見交換をして情報共有に努めています。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【子ども・子育て】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待を防止するための普及啓発を図ります。</li> <li>・ 相談支援事業を通して、要保護児童等の早期発見に努め、関係部署や関係機関と連携しながら対応します。</li> <li>・ 町職員の専門性を高め、適切に支援できるよう努めます。</li> </ul> <p>【学校教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校及び福祉部局と連携を図り、要保護児童対策協議会で情報共有を図りながら、対応していきます。</li> </ul>

#### ④ DV防止の取組の推進

取組内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・DVを防止するための啓発、住民の意識の向上と配偶者やパートナーへの暴力を許さない環境づくりを推進します。</li><li>・DV被害が潜在化しないよう、関係機関と連携し、早期発見に向けた体制づくりに努めます。</li><li>・個人情報の保護を厳守し、二次被害を防止できるよう資質の向上を図り、安心して相談できる体制づくりに努めます。</li><li>・県の関係機関と連携し、DV等被害者の自立に向けた支援を行います。</li></ul>
現状と課題
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・パンフレット等を活用し、DV防止の周知に努めています。</li><li>・各相談窓口を通じて相談対応し、必要に応じて協力、連携しながら支援しています。</li></ul>
今後の方向性
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・広報やパンフレットを活用し、DVを防止するための啓発活動を実施します。</li><li>・DV担当部署だけでなく、各相談窓口での相談対応を継続し、連携を図りながら支援していきます。</li></ul>

## (2) 権利擁護支援の推進

### ① 人権尊重に関する支援

取組内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・すべての住民が個人の尊厳を侵害されることなく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、人権啓発活動や人権教室など人権擁護の取り組みを推進します。</li><li>・認知症高齢者等の判断能力が十分でない人の権利を守る制度の周知や、認知症に関する正しい知識の普及に努めます。</li><li>・障害のある人や障害特性に対する理解促進と障がい者への差別をなくし、個々の障がいに合わせた配慮ができる体制づくりに努めます。</li></ul>
現状と課題
<p>【介護・地域包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・広報を活用し、認知症高齢者や障がい者の権利を守る手段として成年後見制度の理解、権利擁護に関する相談窓口の周知等を行っています。</li><li>・「中核機関」が事務局となり、介護事業所、金融機関、地域住民等へ権利擁護についての研修会を開催しています。</li></ul> <p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・人権擁護委員と連携し、相談窓口を開設しています。</li><li>・広報を活用し、人権に関するキャンペーンやイベントの周知のほか、県の委託事業として啓発事業を実施しています。</li></ul>
今後の方向性
<p>【介護】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・相談窓口の周知や研修会を実施していきます。</li></ul> <p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・人権意識を向上するため、人権相談や人権に関する知識の普及啓発を行っていきます。</li><li>・障がい者に対する理解促進、障害を理由とする差別の解消、障害の特性に合わせた取り組みを行います。</li></ul>

## ② 判断能力に応じた支援

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・判断能力はあるが頼れる身寄りがいない人に対し、保証人に準じた支援を行う「地域あんしん生活保証事業」の利用促進を図ります。</li> <li>・判断能力が低下し、「地域あんしん生活保障事業」では対応が困難になった場合は、「日常生活自立支援事業」、「成年後見制度」へ速やかに移行するための支援を行います。</li> </ul>
現状と課題
<p>【介護・地域包括支援センター・福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中核機関が事務局となり、「検討・専門的判断会議」を開催し、専門職・関係者等で、本人にふさわしい権利擁護支援について検討し、必要なサービス（事業）へつないでいます。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【介護・地域包括支援センター・福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町社会福祉協議会と協力・連携して対応していきます。</li> </ul>

## ③ 様々な人権に関する支援

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権問題については、高齢者、障がい者以外にも女性、子ども、外国人、刑を終えて出所した人、性的マイノリティなど偏見による人権侵害が存在しています。一人の人間として誰もがいきいきと暮らすことができる地域となるよう町民の関心と理解を深めていけるよう取り組みます。</li> </ul>
現状と課題
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権擁護委員と連携し、相談のほか啓発活動を行っています。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・12月4日から12月10日までの「人権週間」において、各関係機関や団体と連携し、人権啓発活動を実施していきます。</li> <li>・町が主催する、集会やイベント等で人権啓発グッズ等配布し、啓発活動に努めます。</li> </ul>

### (3) 成年後見制度の利用促進

#### ① 利用のメリットを実感できる環境の整備：制度利用に向けた相談対応の充実

取組内容
・ 関係機関等と連携し、権利擁護に関する相談に総合的に対応します。
現状と課題
【介護・地域包括支援センター・福祉】 ・ 中核機関が中心となり、広報活動を行い、制度の理解・相談窓口の周知に取り組んでいます。
今後の方向性
【介護・地域包括支援センター・福祉】 ・ 相談窓口の周知を図るとともに、地域包括支援センター、障害福祉担当部署、町社会福祉協議会での相談対応を継続します。

#### ① 利用のメリットを実感できる環境の整備：成年後見制度利用支援事業等の利用促進

取組内容
・ 成年後見制度の利用が必要な状況にもかかわらず、本人や家族ともに申立てを行うことが難しい場合に町長が申し立てを行います。 ・ 成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な人に対して、審判の申立てに係る費用や成年後見人等への報酬の助成を行います。
現状と課題
【介護・地域包括支援センター・福祉】 ・ 成年後見制度利用支援事業実施要綱を改定し、助成対象者・要件の緩和、成年後見人等への報酬額の変更を行っています。 ・ 報酬助成対象者は、増加傾向にあります。
今後の方向性
【介護・地域包括支援センター・福祉】 ・ 成年後見制度を利用しやすいよう、審判の申立てに係る費用や成年後見人等への報酬の助成を継続します。



① 利用のメリットを実感できる環境の整備：制度運用の充実

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産管理だけでなく、権利擁護支援を必要とする人の意思を丁寧に汲み取り、その人の生活を守るため、意思決定支援・身上保護（生活、療養看護に関する事務）の側面も重視した支援を行います。</li> </ul>
現状と課題
<p>【介護・地域包括支援センター・福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「検討・専門的判断会議」を開催し、専門職・関係者等で、本人にふさわしい権利擁護支援について検討しています。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【介護・地域包括支援センター・福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「検討・専門的判断会議」の開催を継続します。</li> </ul>

② 権利擁護支援の地域連携の仕組みづくり：権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の利用促進のために、地域の関係機関が連携し、協働する「地域連携ネットワーク」を強化するため、中核機関が全体のコーディネートを行います。</li> <li>・地域連携ネットワークでは、権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、支援につなげる機能を果たせるよう整備します。</li> </ul>
現状と課題
<p>【介護・地域包括支援センター・福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域連携ネットワーク」の構築にあたっては、深浦町との共同により「権利擁護センターあじがさわ」と連携しながら事業を行っています。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【介護・地域包括支援センター・福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域連携ネットワーク」関係者の連携を強化します。</li> </ul>

② 権利擁護支援の地域連携の仕組みづくり：本人を見守る「チーム」の形成

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族、福祉・医療・地域の関係者等が本人を見守る「チーム」を形成し、協力して必要な支援に努めます。</li> </ul>
現状と課題
<p>【介護・地域包括支援センター・福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見人等が選任されてからも1年ごとにモニタリングを実施し、後見活動における課題について検討しています。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【介護・地域包括支援センター・福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「チーム」で支援する体制を継続し、成年後見人等をサポートしていきます。</li> </ul>

② 権利擁護支援の地域連携の仕組みづくり：「協議会」の設置

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律・福祉の専門職団体や関係機関による「協議会」を設置し、本人を見守る「チーム」を支援します。</li> <li>・協議会には、㉗関係機関と連携する機能、㉘専門性を有する機能、㉙市町村計画の取組状況を継続的に点検・評価する機能を持たせます。</li> </ul>
現状と課題
<p>【介護・地域包括支援センター・福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「権利擁護センターあじがさわ運営協議会」を開催し、地域連携ネットワークの機能・役割が適切に発揮・発展できるよう、地域課題の検討・調整・解決に向け協議を行っています。</li> <li>・協議会には、オブザーバーとして、青森家庭裁判所五所川原支部や県社会福祉協議会の職員も参加しています。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【介護・地域包括支援センター・福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「権利擁護センターあじがさわ運営協議会」の開催を継続します。</li> <li>・第2次定住自立圏共生ビジョンにおける令和5年度の中核機関広域設置に向けて、西北五圏域で協議しています。</li> </ul>

② 権利擁護支援の地域連携の仕組みづくり：「中核機関」の設置

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の中に、運営及び地域連携ネットワークを整備する「中核機関」を設置します。</li> <li>・中核機関が担う機能として、㉚成年後見制度の広報・啓発、㉛市民後見人の養成・支援、㉜相談支援機関の後方支援、㉝関係機関との連携、㉞協議会事務局の機能、㉟親族後見人支援機能、㊱日常生活自立支援事業、㊲地域あんしん生活保証事業から、日常生活自立支援事業や成年後見制度への移行支援を行います。</li> </ul>
現状と課題
<p>【介護・地域包括支援センター・福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中核機関が中心となり、権利擁護支援(成年後見制度等)について広報活動を行い、制度の理解と相談窓口の周知に取り組んでいます。</li> <li>・介護事業所、金融機関等へ、権利擁護研修会等を開催しています。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【介護・地域包括支援センター・福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中核機関のコーディネート機能の強化等により、住民同士の「互助」、「福祉」による支援、「司法」による支援の各々における権利擁護支援機能の強化を図ります。</li> <li>・権利擁護研修会は、参集範囲・研修内容を検討しながら、定期的な開催に努めます。</li> </ul>

### ③ 市民後見人の養成・支援

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における身近な存在として、地域の実情に即して後見活動を行う「市民後見人」を養成し、活動しやすい環境づくりに取り組みます。</li> </ul>
現状と課題
<p>【介護・地域包括支援センター・福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「市民後見人養成講座」の開催に向けて検討しています。</li> <li>・市民後見人として活動する人材、担い手の確保は困難な状態です。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【介護・地域包括支援センター・福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町社会福祉協議会以外の社会福祉法人が受任できるような取り組みを検討しながら担い手を増やし、市民後見人として活動できる人材の発掘と育成に努めます。</li> </ul>

### ④ 成年後見制度の理解促進と適正な運用：制度の周知啓発

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が成年後見制度について正しく理解し、必要なときに利用できるよう周知及び啓発に努めます。</li> </ul>
現状と課題
<p>【介護・地域包括支援センター・福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報やチラシ等を活用し、広報活動を行っています。</li> <li>・町ホームページに相談窓口を掲載し、周知しています。</li> <li>・金融機関や民生委員・児童委員等の関係者に対し、研修会を開催しています。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【介護・地域包括支援センター・福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ、広報、チラシを活用し、広報活動を実施していきます。</li> </ul>

④ 成年後見制度の理解促進と適正な運用：制度の適正な運用の促進

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中核機関を中心として、地域連携ネットワークやチームでの支援体制の構築により、成年後見人等が孤立することなく、日常的に相談を受けることができる体制を整備するとともに、不正の未然防止や早期発見に努めます。</li> </ul>
現状と課題
<p>【介護・地域包括支援センター・福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「検討・専門的判断会議」で、定期的にモニタリングを実施し、支援内容を見直しています。</li> </ul>
今後の方向性
<p>【介護・地域包括支援センター・福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「チーム」で支援する体制を継続し、成年後見人等をサポートしていきます。</li> </ul>

※成年後見制度

成年後見制度とは、認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人に対し、法的に権限を与えられた成年後見人等が、本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行うことで、その人の生活を支援する制度です。

法定後見は、対象者の判断能力の程度に応じて、判断能力が欠けているのが通常の状態である「後見」、判断能力が著しく不十分である「保佐」、判断能力が不十分である「補助」の三つの類型に分かれています。

任意後見とは、本人に十分な判断能力があるうちに、自らが選んだ人（任意後見受任者）との間で、将来、判断能力が十分でなくなったときに備えて、自分の生活や療養看護、財産管理に関する代理権を与えるために、公正証書によって契約（任意後見契約）を結んでおく制度です。

## 第5章 数値目標

本計画では、以下の通り計画の最終年度となる令和8年度までの数値目標を設定し、目標達成に向け、様々な施策を展開していきます。

検討中

### ■現計画：第4章 施策の展開より

		現状値	目標値	現計画掲載ページ
		令和3年度	令和8年度	
1	認知症サポーター養成講座参加者数	人	人	32
2	ボランティア登録者数	人	人	33
3	要援護者名簿登載人数	人	人	35
4	見守り協力機関数	箇所	箇所	36
5	避難行動要援護者登録人数	人	人	37
6	有償移送サービス利用延べ件数	件	件	41
7	ゲートキーパー養成研修受講者数	人	人	41
8	相談支援スキルアップ研修受講者数	人	人	44
9	人権教室開催回数	回	回	46
10	権利擁護支援協議会開催回数	回	回	47
11	市民後見人等候補者数	人	人	48

### ■アンケート結果

		現状値	目標値	質問番号
		令和3年度	令和8年度	
1	権利擁護の認知度(内容も知っている)	12.7%	50%	5(1)
2	成年後見制度の認知度(内容も知っている)	24.1%	50%	6
3	地域包括支援センターの認知度(名称・活動内容ともに知っている)	27.8%	50%	10
4	社会福祉協議会の認知度(名称・活動内容ともに知っている)	40.9%	70%	11
5	民生委員の活動内容の認知度	45.0%	70%	14(2)
6	児童委員の活動内容の認知度	18.0%	50%	15(2)
7	地域の行事や活動に参加している人の割合	35.3%	60%	16
8	災害時の避難場所の認知度	80.3%	90%	18
9	困った時に必要な情報を適切に得られている人の割合	7.4%	50%	26(2)

## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進・評価の体制

#### (1) 計画の推進体制

本計画は、保健・福祉分野にとどまらず、広く地域づくりに関わる分野での共通認識が必要であり、関係各課の取組状況等を把握し、計画・事業を円滑に推進する体制づくりに努めます。

また、町社会福祉協議会をはじめとする関係機関、地域の中で活動する町内会、民生委員児童委員、各種団体、介護・福祉サービス事業者等と連携を図り、計画の推進を図ります。

施策の推進にあたっては、広報やホームページ等のあらゆる機会を通じて、住民や関係団体等に対して本計画の周知を図るとともに、住民のニーズや実態把握に努めます。

#### (2) 計画の評価体制

本計画の進捗管理については、PDCAサイクルに沿って定期的実施状況の点検や評価を行い、施策の拡充や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

【計画の進行管理（PDCAサイクル）】

